

第71期
ディスクロージャー誌
自 令和 5年4月 1日
至 令和 6年3月31日



すくも商銀

SUKUMO SHOGIN

宿毛商銀信用組合

2024

SUKUMO SHOGIN

71th Disclosure

宿毛商銀信用組合



すくも商銀
SUKUMO SHOGIN

| | |
|--------------------------------------|----|
| ごあいさつ | 1 |
| 経営理念 | 2 |
| 「地域の発展」と共に成長する金融 | 2 |
| 貸出フィールドセールス（FS）の実施 | 3 |
| 事業承擔支援サービス「FRANB(トランビ)」 との業務提携 | 3 |
| 営業車の安全運転・交通事故防止 | 3 |
| 第70期総代会 | 4 |
| しくみビジネスマッピング | 4 |
| 新田信行氏による講演会 | 4 |
| 文化的・社会的貢献活動 | 5 |
| 事業の組織 | 6 |
| 役員一覧 | 6 |
| 組合員、出資金の推移 | 6 |
| 金融ADR制度の対応 | 7 |
| キャッシュカードの盗難・偽造被害への対策 | 8 |
| 金融商品販売等に係る勧誘方針 | 8 |
| 取引確認に関するお願い | 9 |
| 与信取引に関する説明態勢 | 9 |
| 『経営者保証に関するガイドライン』 への取組方針』及びその取組状況 | 9 |
| 経理・経営内容 | |
| 貸借対照表及び記載上の注意 | 10 |
| 損益計算書及び記載上の注意 | 15 |
| 剰余金処分計算書 | 15 |
| 業務粗利益及び業務純益等 | 16 |
| 経費の内訳 | 16 |
| 役務取引の状況 | 16 |
| 受取利息及び支払利息 | 16 |
| 主要な経営指標の推移 | 16 |
| 資金運用動向、調達決定の平均残高等 | 17 |
| オフバランス取引の状況 | 17 |
| 総資産利益率等 | 17 |
| 総資金利鞘等 | 17 |
| その他業務収益の内訳 | 17 |
| 有価証券の評価損益 | 18 |
| 預貸率および預証率 | 18 |
| 1店舗当たりの預金および貸出残高 | 18 |
| 職員1人当たりの預金および貸出残高 | 18 |

| | |
|------------------------|----|
| 資金調達 | |
| 預金種別別平均残高 | 18 |
| 預金科目別残高 | 18 |
| 預金者別預金残高 | 18 |
| 預金科目別平均残高 | 18 |
| 資金運用 | |
| 貸出金種類別残高 | 19 |
| 貸出金種類別平均残高 | 19 |
| 有価証券種類別残高 | 19 |
| 有価証券種類別平均残高 | 19 |
| 有価証券種類別残存期間別残高 | 19 |
| 有価証券の時価等情報 | 20 |
| 貸出企業種別残高、構成比 | 21 |
| 貸倒引当金内訳 | 21 |
| 貸出金の償却状況 | 21 |
| 有価証券減損処理状況 | 21 |
| 貸出金使途別残高 | 21 |
| 消費者ローン、住宅ローン残高 | 21 |
| 貸出担保別残高 | 21 |
| 金融再生生活開示情報及び同債権に対する保全額 | 22 |
| リスク管理方針・体制について | 23 |
| 事業年度の開示事項 | |
| 自己資本の構成に関する事項 | 26 |
| 自己資本の充実度に関する事項 | 28 |
| 法令等遵守体制について | 33 |
| 主要な事業内容 | 34 |
| 窓口・ATM振込手数料一覧表 | 35 |
| 総代会に関する情報開示 | 36 |
| 総代選挙規約 | 36 |
| 総代の選挙区及びその定数 | 36 |
| 総代氏名一覧 | 40 |
| 総代の属性別構成比 | 40 |
| 第71通常総代会の決議事項 | 41 |
| 職員出身者以外の理事の費用状況の開示 | 41 |
| 報酬体系について | 41 |
| 職員紹介 | 43 |
| 営業のご案内 | 44 |
| 店舗一覧 | 45 |

ごあいさつ



金融環境をみますと、米欧の中央銀行が、インフレ抑制に向けた金融政策の転換により、大幅な政策金利の引き上げをおこなっている中、日本においてはコロナ禍からの景気回復を優先する観点から、日本銀行は大規模な金融緩和と政策を継続していましたが、年度末金融政策決定会合でマイナス金利の解除に踏み切るなど、金融緩和と政策の修正を決定しました。これに伴い今後の金利上昇局面に向けた適切な運用対応が求められ、金融市場環境への影響も注視していく必要があります。

我々地域金融機関には、顧客本位の業務運営という大命題のもとで、地域密着型経営の強みである機敏なネットワークを活かし、経営基盤である組合員の皆様との関係を強固なものとし、きめ細かな活動と人の温もりを大切にした親身なコンサルティング機能等の発揮により、持続可能なビジネスモデルを構築するとともに、地方創生・地域の活性化に貢献していくことが求められています。

こうした中、当組合は本年度も役員職員一丸となって営業基盤の拡充、経営体制の強化に努めて参りました。その結果、期末の預金積金は22,061百万円(対前期末比32.9百万円の増加)、貸出金は9,662百万円(対前期末比2.8百万円の増加)となり、当期純利益は33百万円を計上することができました。これまで預金積金・貸出金残高ともに「22年連続」で増加傾向を辿っております。

こうした利益確保の継続と健全経営の推進により、健全性の指標である自己資本比率は7.54%となり、国内基準の4.0%を優に超える経営比率となりました。このような結果をおげることができましたのも、組合員・取引先の皆様方の変なわお引き立てがあればこそと、心より感謝申し上げます。

今後も全役員が団結し、当地域に本店を置く唯一の地域金融機関として、質の高い金融仲介機能を発揮して、地域の活性化と地域社会の発展に向けた取り組みをしっかりと実践してまいります。

つきましては、今後とも借旧のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

令和6年6月

理事長 松田 選

経営理念

1. 地域社会の発展に寄与し、地域住民の生活向上に貢献する
2. 信用組合の社会的責任と使命を絶えず念頭におき健全な業務運営を通じて組合員、取引先からの揺ぎ無い信頼を確立する

「地域の発展」と共に成長する金融

中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み状況

●中小企業（小規模事業者を含む）の経営支援に関する取組み方針

当組合では中小企業への経営支援として、金融円滑化が制定される以前から、通常の業務の一環として融資先の条件変更等の取組みを実施して、中小企業金融円滑化法の期間到来後においても、顧客対応方針に変わりなく、こうした事業再生支援への取組みを積極的に進めていく事が、地域経済の活性化、及び不良債権発生への未然防止に繋がっていることから、引き続き取引先からの債務の返済滞りや条件変更、さらには新規融資や追加融資にも積極的に取り組んでまいります。

その具体的な取組施策として、得意先活動に重点をおき、他の金融機関との差別化を図り、小口融資とお客様からの要請を待つのではなく、当組合から率先して提案していく融資提案型セールス・ローラー活動や貸出フィールドセールス等により新たな資金需要を掘り起こし、親密度の向上、定性情報の収集により、お客様の資金需要に対応していく取組を敷いています。これらも地域経済の活性化や資金需要に対して、より積極的に対応していくこととしています。

●中小企業の経営支援・改善に関する態勢整備（外部専門家、外部機関等との連携を含む）の状況

当組合では本部に「経営支援課」を設置し、お客様からの要望を待つのではなく、得意先活動により訪問、広域出張旅行等々の提案活動も実施する態勢（得意先人員の充実等）を構築しております。また目利き能力向上等のため、外部研修会の受講、内部集合研修、業務推進会議等で、随時・勉強会を行いスキルアップを図っています。

さらに高知県より支援拠点、高知県信用保証協会、高知県中小企業士会協議会、他の金融機関等との連携や、税理士や商工会議所の経営指導員とも連携し、適切な介入を行い、支援を行っている取組を敷いています。

●中小企業の経営支援に関する取組み状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等）

- ①創業・新規事業開拓の支援等
- ②成長段階における支援
- ③経営改善・事業再生・業種転換等への支援
- ④経営支援の発足による態勢の整備

具体的取組みとして、これまで継続している融資推進活動（過去から継続している融資提案型セールスローラー活動や貸出フィールドセールス等の強化）を展開し、地域経済の活性化に取組み、特に事業先等への融資ローラー活動を強化するために、顧客への説明冊子の研修の更新、継続訪問・ニーズの把握・提案セールス活動等のスキルアップを図り、地域に根を下ろした金融活動に取り組んでいます。

こうした取組みにより、不良債権比率も低値で推移しており、新規融資残高の増加にも繋がっており、当組合の業務が全体的に好循環になっています。

また今後も経営支援の一環として、「15年経営改善計画書（分析資料）」、「貸借対照表」、「損益計算書」、「キャッシュフロー計算書」等を作成・分析し、条件変更前の経営状況、全国平均との比較、弱点の洗い出し等をおこない、これらに基づき「15年経営改善計画書（実施計画）」を作成して経営改善・当り進捗状況管理を実施しています。さらに「経営支援に関する集中管理簿」にもとづき、担当等が年々1度の割合で債務者と面談し、実態把握、進捗状況管理、要望・相談を受け、債務者の方々にアドバイスを行っている取組みを実施しています。

●地域の活性化に関する取組状況

地域活性化に向けた取組みとして、得意先活動に重点をおき、他の地域金融機関との差別化を図り、付加価値の高い金融商品・サービスを提供するために、小口多数融資と営業店による融資提案型セールス・ローラー活動（お客様からの要請を待つのではなく、当組合から率先して提案していく方法）、貸出フィールドセールス等により新たな資金需要を掘り起こし、より一層、お客様よりの資金需要に即応し、丁寧かつ迅速に対応していくこと、地域経済活性化に繋がるとの認識と重点課題として取り組んでいます。

また、地域経済の活性化を目指す為には、何となく競争の源泉は人であり、その人材の育成が最も重要な課題と考へ、今後もこれまで以上に、人材育成に特に力を入れていべきと考へ取組んでいくこととしています。

さらに関連する市町村、商工会議所、商工会とも連携し、地域経済発展の一助を担ってまいります。

貸出フィールドセールス (FS) の実施

2023年5月23日(火)
第12回 貸出FS実施



2023年7月1日(土)
第13回 貸出FS実施



2019年から実施している、貸出フィールドセールスにおいて、今期は全4回の開催となりました。

より多くの地元企業様の声を聴かせていただく為、未取引企業様を中心に面談アポイントを行い、貴重な意見や有益な情報を頂くことができました。

2023年11月14日(火)
第14回 貸出FS実施



2024年1月6日(土)
第15回 貸出FS実施



事業承継支援サービス「TRANBI (トランビ)」との業務提携

当組合は、事業承継問題を抱える中小企業事業者様への事業承継支援サービスを提供することを目的として、国内最大級の事業承継・M&Aプラットフォーム「TRANBI (トランビ)」と平成31年4月にビジネスマッチング契約を締結しました。

株式会社トランビは、現在大きな社会問題となっている事業承継問題に対して、オンラインM&Aという手段を活用してコストを極力抑えながら解決すべく、国内最大級のM&Aプラットフォーム「TRANBI」を運営している会社です。

事業承継、M&Aについてのお悩みはお客様は、ぜひ当組合へご相談ください。

今後も皆様のお役に立てる信用組合を目指し続けます!!!

よくも商興 × TRANBI
事業承継 マッチング サービス
中小企業・個人事業の
事業承継なら
おまかせください!

- 事業承継の小承継で専門家に相談できない
- 事業承継をしたい・売却期間費用などの手数料が高すぎる
- 事業の承継先が見つからない

ご安心ください!
トランビですべて解決できます!

- 1 TRANBIなら事業規模の条件無し!
- 2 トランビなら売り主様は手数料も完全無料!
- 3 トランビなら平均11社の承継先が見つかる!

TRANBI
TEL 03-5843-8170



営業車の安全運転・交通事故防止

2022年4月から、営業職員はじめ営業車を使用する職員には、外出時と帰社時に必ず、アルコール検知器によるアルコールチェックを行うことを義務づけました。また、安全運転責任者を設置し、責任者の指導の下、万一の事態を起こさぬよう、注意喚起し日々の業務に臨んでいます。

第70期総代会 令和5年6月14日(水)



新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度以降、総会参加人数を最小限に抑えて開催しておりましたが、今回の令和5年度第70期総代会については参加人数の制限を設けず開催いたしました。

岡山県信用組合協会主催 しんくみビジネスマッチング 令和5年11月8日(水)



令和5年11月8日(水)に岡山県信用組合協会(笠岡信用組合等)主催によるしんくみビジネスマッチングが岡山県笠岡市にて開催され、当組合取引先3社(者)が当組合職員と共に参加いたしました。
展示場内を中心に多くの信組取引先企業が出展し、参加された事業者様についても、多くの商談、情報交換等を行う事ができ、有意義な時間となりました。

新田信行氏による講演会 令和5年12月20日(水)



令和5年12月20日(水)ちらいきん会代表理事・開智国際大学客員教授である新田信行氏に当組合へ来組いただき、当組合全役職員が参加し、「人的資本経営」をテーマにご講演いただきました。
全役職員にとって、有意義な時間となりました。

文化的・社会的貢献活動

愛南町への寄附金寄贈 令和5年4月12日(水)



令和4年に地域創生包括連携協定を締結した愛南町へ、地域活性化に役立てていただけよう、寄附金の寄贈を行いました。

第13回 宿毛商銀ゴルフコンペ 令和5年5月20日(土)



ゴルフ愛好家の皆さんと楽しくプレイさせていただき、懇親を深めさせていただきました。
年々、参加者も増えしており、和気あいあいと楽しまれています。

第24回 宿毛商銀グラウンドゴルフ大会 令和5年5月27日(土)



宿毛商銀信用組合主催のグラウンドゴルフ大会が盛大に開催されました。役員も参加者し、近隣市町村から200名以上の参加者となりました。

ピーターバンカード寄付金贈呈式 令和5年9月1日(金)



高知県信用組合協会(土佐信用組合・当組合)と視オリエンコーポレーションとの連名で「社会福祉法人 一楽協会」へ、ピーターバンカード寄付金を寄贈いたしました。

しんくみの日清掃 令和5年9月2日(土)



毎年9月の「しんくみの日」には、店舗の周りはもちろん、旧本支店地区沿道の一斉清掃を行い、地域の皆さん大変喜んでおります。

しんくみの日献血活動 令和5年9月8日(水)



「しんくみの日週刊」では献血活動に取り組み、半数以上の職員が献血を行い、地域の方にも多数ご参加いただきました。

第18回土佐はし學全日本選手権大会 令和5年1月28日(日)



宿毛市観光協会が主催した第18回土佐はし學全日本選手権大会へ当組合から10名の職員が参加し、地域の方々と触れあう事が出来ました。

地元商店の商品券の支給 令和5年3月27日(水)



地域経済活性化への取組みとして、当組合職員への期末手当の一部を、地元商品券に替えて支給しました。



役員一覧

| | |
|-------------|---------|
| 理事長 (代表理事) | 松田 遼 |
| 専務理事 (代表理事) | 所谷 祐二 |
| 常勤理事 | 長岡 宏幸 |
| 常勤理事 | 黒川 健太 |
| 理事 (非常勤) | 井上 由紀 ※ |
| 理事 (非常勤) | 岡松 平 ※ |
| 理事 (非常勤) | 河原 敏郎 ※ |
| 理事 (非常勤) | 白木 久雄 ※ |
| 員外監事 (非常勤) | 加藤 高明 ※ |
| 員外監事 (非常勤) | 山下 章一 ※ |
| 員外監事 (非常勤) | 山崎 正友 ※ |

(令和6年6月27日現在)

◇当組合は、職員出身者以外の理事、監事 (※印) の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員、出資金の推移

| 区分 | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|----|-------|-----|-------|-----|
| | 組合員数 | 出資金 | 組合員数 | 出資金 |
| 個人 | 5,931 | 106 | 6,012 | 106 |
| 法人 | 278 | 8 | 280 | 9 |
| 合計 | 6,209 | 115 | 6,292 | 115 |

(単位:人、百万円)

金融ADR制度の対応

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足いただけるよう、お取引に係る苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及び、これらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申し出先

本店・宿毛支店/本部
住所: 高知県宿毛市宿毛5508番地
フリーダイヤル: 0120-930166

受付時間: 午前9時~午後5時30分
(土日・祝日および金融機関の休業日を除く)

「お取引先店舗」または「本部・総務課」にお願いたします。

苦情等のお申し出は、当信用組合のほか、しくみ相談所をはじめとする下記の他の機関でも受け付けています。(詳しくは、当組合本部へご相談ください。)

| | | |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| しくみ相談所 (一般社団法人全国信用組合中央協会) | 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内) 03-3567-2456 | 受付: 月~金 (祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00~17:00 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------|

相談所は、公平・中立な立場で申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえで当該信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしくみ相談所へお申し出ください。
またお客様が直接、仲裁センター等へ申し出することも可能です。
なお仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からのお申し出について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

- 移管調停: 東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。例えば、愛媛県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。
- 現地調停: 東京の弁護士会の仲裁人と東京以外の仲裁人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同で解決にあたる。例えば、お客様は、高知県弁護士会の仲裁センターにお話しいただき、当該弁護士会の仲裁人とテレビ会議システムを通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではございませんのでご注意ください。
具体的な内容は仲裁センター等にご紹介ください。

| | | |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 東京弁護士会 紛争解決センター | 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 03-3581-0031 http://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/ | 受付: 月~金 (祝日・年末年始を除く) 9:30~12:00 13:00~15:00 |
| 第一東京弁護士会 仲裁センター | 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 03-3595-8588 http://www.ichiben.or.jp/soudan/adr/kinjyu.html | 受付: 月~金 (祝日・年末年始を除く) 10:00~12:00 13:00~16:00 |
| 第二東京弁護士会 仲裁センター | 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 03-3581-2249 https://miben.jp/soudan/service/chussai/adr_kinjyu.html | 受付: 月~金 (祝日・年末年始を除く) 9:30~12:00 13:00~17:00 |

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所 ☎03-3286-2648
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ☎0570-022808

キャッシュカードの盗難・偽造被害への対策

暗証番号、カードの管理

暗証番号は、生年月日、電話番号、住所地番などの他人に推測されやすい番号以外をお選び下さい。又、キャッシュカードには免許証、保険証などの本人の確認ができる書類とは別に保管されるようお願いいたします。当組合の職員や警察が電話等で本人の確認をお伺いすることは一切ございません。

暗証番号の変更

現在、生年月日などを暗証番号に登録しているお客様は、暗証番号の変更をお願い致します。暗証番号の変更はATMの画面からや、窓口で行うことができます。

ATMにおける1日の利用限度額の設定

当組合ATMの1日の累計利用限度額が200万円までならば窓口で自由に設定することが可能です。ただし、1回のお引き出しは50万円までとなっております。また、他行のATMでのお引き出しは1日累計で50万円までが限度となっております。

通帳・印鑑、キャッシュカードの紛失

通帳、印鑑、キャッシュカードのいずれか一つでも紛失された場合は、直ちに当組合にご連絡下さい。お引き出しを停止させることが可能です。

偽造・盗難カードによる預金者の被害への補償

万一、偽造・盗難カードによる被害が発生した場合は、預金者保護法に基づき補償です。お客様に過失の無い場合には全額補償、過失のある場合には、ゼロ又は75%補償となります。

その他の犯罪

- はがきや電話などによる法外な請求、身に覚えのない請求等については安易に振込みなどを行わないようにご注意ください。不審な請求と思われる場合は警察にご相談下さい。
- 孫や親類、警察などを使って交通事故の示談金や借金返済などの費用が必要だと偽って、振込みを要求するいわゆる「振り込み詐欺」がまだまだ横行しております。振込みを行う前に十分に確認下さい。

盗難・紛失時などにおける緊急連絡先

| | | |
|--------|-------------|-------------------------------------|
| 平日 | 本店・宿毛支店 | 0880-63-1166 午前8時30分～午後5時 |
| " | SKC集中監視センター | 047-498-0151 午前6時～午後10時 |
| 土・日・祝日 | SKC集中監視センター | 047-498-0151 午前6時～午後10時 |

万一、被害に遭われたときは直ちに当組合と警察にご連絡下さい。

金融商品販売等に係る勧誘方針

当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、適正な情報の提供と商品説明を行います。

当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や不適切な場所での勧誘は行いません。

金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。

当組合は、職員に対する研修等を通じて従業員の金融商品に関する知識の充実はもとより、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。

当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなどお客様を誤解を招くような勧誘は行いません。

金融商品等の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問合せください。

全国的に盗難、偽造により取得したキャッシュカードによる不正な引き出しの被害が増えています。被害に遭わないよう、十分にご注意ください。

取引時確認に関するお願い

マネーローディングリング、芋口資金供与対策のための国際的な要請を受けて、当組合では、お客さまから口座開設等を依頼された場合、「犯罪収益移転防止法」に基づき、下記の要領により本人確認を行っておりますが、両法の改正により平成25年4月から取引を行う目的や職業・事業内容などについてもあわせて確認（取引時確認）することになりました。

さらに平成28年10月から両法の改正にともない取引時確認の方法が一都府県となりました。この確認は、新規のお客様に限らず、既存取引先の方も対象となりますので、ご理解とご協力をお願い致します。普通預金口座取引を行う申し出の際に、お客さまの氏名（名称）、住所、生年月日、取引を行う目的、職業などを確認させていただきます。告知事項の取引を行う目的の実績が確認できるまでは、ATMでの出金・振込利用限度額を100,000円とさせていただきます。さらに口座開設1週間間入金出金等が無い口座については、出金停止の設定を行う場合がございます。また、取引を行う目的が不明確な場合には、1週間開設をお断りすることがございます。

■取引時確認（お客様への確認）が必要な取引

- 口座開設時
 - 10万円を超える現金振込、持参人払小切手による現金の受取り
 - 200万円を超える現金、持参人払小切手受払い
 - 融資取引等
- ※ これらの取引以外にも、お客様に確認させていただきます場合があります。

■主な改正内容

- 平成28年10月改正
 - 顔写真のない本人確認資料（健康保険証）を金融機関に提示する場合、別の本人確認書類の提示が必要となりました。
 - 法人の取引担当者の方の権限確認方法として社員証が使用できなくなりました。
 - 法人の資質の支配に該当する自然人を特定しその方の本人特定事項の申告が必要になりました。

■本人確認書類のご提示が必要な取引

◎は本人確認書類のご提示が必要な取引です。

| 取引内容 | 取引金額 | 10万円以下 | | |
|------------------|--------|--------|------------------|--------|
| | | 10万円以下 | 10万円超 200万円以下 | 200万円超 |
| 口座開設、保護預りなどの取引開始 | | ◎ | | |
| 預金口座への現金入金 | | | ◎ | |
| 預金口座からの現金払出 | | ◎ | ◎ | ◎ |
| 窓口振込 | 現金 | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 現金 | ◎ | ◎ | ◎ |
| A T M 振込 | 現金 | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 当組合カード | ◎ | ◎ | ◎ |
| 各種料金の支払 | 現金 | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 現金 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 自己資金の支払 | 現金 | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 現金 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 自己貸小切手の振出 | 現金 | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 現金 | ◎ | ◎ | ◎ |

(注) △カード口座の本人確認資料（本人確認書類の未提示等）によっては、お取引できない場合がありますのご注意ください。

与信取引に関する説明態勢

お客さまとの密着な関係を持続することを目的とし、与信取引に関して法令により、お客様の知識、経験及び信用の状況を踏まえた重要な事項の説明態勢及び貸付相対処理機能についての規程を制定しております。また、重要な事項の説明態勢に係るマニュアルを作成し、当該マニュアルに基づいて職場研修を実施し、全職員に対し説明責任の重要性と具体的な説明内容について徹底しております。

「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」及びその取組状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた場合に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針を以下のとおり策定しております。取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況把握し、我がガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討しております。また、適宜対応に努めております。また、どのような改善を認めれば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

令和5年度、当組合において「新規に無保証で融資した件数」は10件（前年度3件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の前金」は22.7%（前年度6.8%）、「保証契約を解除した件数」は20件（前0件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づき保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）」は20件（前0件）となっております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM余裕資金運用検討会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程等に則り行われております。ALM-余裕資金運用検討会では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資運用商品の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、理事会及びALM-余裕資金運用検討会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、貸付金・預金・預金・有価証券のうち投資信託、仕組債、その他の有価証券を含む利息資産と利息負債とのギャップの市場リスクを管理する為、VaRを月次で計測し、取得したリスク量を、取得したリスク量の範囲内となるよう管理しております。
当組合のVaRはモンテカルロシミュレーション法(保期間1ヶ月、信頼区間99%、観測回数250営業日)により算出しており、令和3年3月31日現在で当組合の市場リスク量は245百万円です。

なお、当組合では月次でバックテストを実施しており、単純したバックテストの結果(比較サンプル)から、VaRを超過した回数を含め、VaRの値が妥当であるかと判定しております。またその超過の原因・分析をおこないモデルの見直しやリスク計測の信頼性と整合性を確保しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適切な資金管理を行っております。資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長期の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理する必要がありますが、当組合においては、万一の緊急時に必要な資金の確保は十分に出来ております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての説明
金融商品の時価の算定においては一定の前払条件等を採用しているため、異なる前払条件等によって発生、当該金融商品が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金・預け金については、照会内容により算出した時価に代わる金額を開示しております。

15. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません(注2参照)。

| | (単位:千円) | | | |
|-------------|--------------|--------------|----------|---------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | |
| (1) 預け金・預金 | 3,201,195 | 3,202,956 | 1,761 | |
| (2) 有価証券 | 10,212,751 | 10,212,751 | 0 | |
| 満期前払債権 | 300,000 | 300,000 | 0 | |
| その他の有価証券 | 9,910,751 | 9,910,751 | 0 | |
| (3) 貸出金・貸付金 | 9,602,478 | 9,600,475 | (2,003) | 248,000 |
| 貸付引当金・貸付引当金 | (248,965) | (248,965) | 0 | |
| 貸出金・貸付金 | 22,967,397 | 23,223,217 | 247,820 | |
| (4) 現金・預金 | 22,061,876 | 21,984,583 | (77,293) | |
| (5) 現金・預金 | 200,000 | 200,000 | 0 | |
| 金融負債(貸付) | (22,817,879) | (22,818,583) | (704) | |

(*)1 預け金、貸出金、預金債権、借入金の時価には、「簡便な計算(SKO-ALM)システムで算出した現在価値を基とする設定内容」により算出した時価に代わる金額が引かれております。

(*)2 貸出金に対応する一般貸借引当金及び個別貸借引当金を控除しております。なお、その他の有価証券には、「時価の算定」に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針時価令和6年17日)第24-3項及び第24-9項の基準を時価とみなす取扱いを適用した貸借引当金が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

- 金融資産
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割引くことと現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
- (2) 有価証券
有価証券の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約時に市場参加者からリスクの対価を求められるけれども重要な制限がない場合、基準価格を時価として、当該重要な制限がある場合は基準価額とみなしております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～④の合計額から、貸出金に対応する一般貸借引当金及び個別貸借引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュフローの見限りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸借引当金控除後の額)。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュフローを作成し、元金合計額を無リスク利率(または市場金利)で割引いた価額を時価とみなしております。

金融負債
(1) 預金債権
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごと(将来キャッシュフローを作成し、元金の合計額を一種類の無リスク利率(または市場金利)で割引いた価額を時価として)しております。

(2) 借入金
借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金合計額を無リスク利率(または市場金利)で割引いて現在価値を算出し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

| | | (単位:千円) | |
|-----------------|----------|---------|--|
| 区分 | 貸借対照表計上額 | | |
| 非上場株式 (*1) (*2) | 300 | | |
| 組合出資金 (*3) | 130,510 | | |
| 合計 | 130,810 | | |

(*)1 非上場株式出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示」に関する適用指針(令和3年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*)2 当該事業年度において、非上場株式については減損処理を行っておりません。

(*)3 組合員貸出については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定」に関する会計基準の適用指針(令和6年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「社債」株式「その他の証券」が含まれております。以下21.まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
(2) 満期償還目的の債券。

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

| | (単位:百万円) | | |
|------|----------|------|----|
| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 国債 | | | |
| 地方債 | | | |
| 短期社債 | | | |
| 社債 | 300 | 303 | 3 |
| 外国債券 | | | |
| 投資信託 | | | |
| 株式 | | | |
| 合計 | 300 | 303 | 3 |

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

| | (単位:百万円) | | |
|------|----------|------|----|
| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 国債 | | | |
| 地方債 | | | |
| 短期社債 | | | |
| 社債 | | | |
| 外国債券 | | | |
| 投資信託 | | | |
| 株式 | | | |
| 合計 | | | |

- (3) 子会社、法人等株式及び関連法人等株式の時価のあるものはありません。
(4) その他の有価証券。

【貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの】

| | (単位:百万円) | | |
|------|----------|-------|-----|
| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 国債 | | | |
| 地方債 | | | |
| 短期社債 | | | |
| 社債 | 2,307 | 2,288 | 19 |
| 外国債券 | 916 | 871 | 45 |
| 投資信託 | 657 | 596 | 70 |
| 株式 | 71 | 66 | 5 |
| 合計 | 3,954 | 3,812 | 141 |

【貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの】

| | (単位:百万円) | | |
|------|----------|-------|-------|
| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
| 国債 | | | |
| 地方債 | 49 | 50 | (1) |
| 短期社債 | | | |
| 社債 | 3,768 | 3,682 | 86 |
| 外国債券 | 1,660 | 1,119 | 541 |
| 投資信託 | 596 | 547 | 49 |
| 株式 | 9 | 10 | (1) |
| 合計 | 5,504 | 5,709 | (204) |

17. 当期中に売却した満期償還目的の債券はありません。
当期中に売却したその他の有価証券は次のとおりであります。

| | | | | |
|---------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 売却額 300百万円 | 国債等売却益 32百万円 | 国債等売却損 0百万円 | 株式等売却益 12百万円 | 株式等売却損 -1百万円 |
|---------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|

19. 当期中に売買目的有価証券に区分変更した有価証券はありません。
20. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期前償還目的の債券の期間別の償還予定額は次のとおりであります。

| | (単位:百万円) | | | |
|------|----------|-------------|--------------|-------|
| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
| 国債 | | | | |
| 地方債 | | | 49 | |
| 短期社債 | | | | |
| 社債 | 400 | 996 | 397 | 4,678 |
| 外国債券 | 100 | 960 | 341 | 578 |
| 合計 | 500 | 2,006 | 737 | 5,256 |

21. 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損益(当引当金繰入額)としております。
- また、当事業年度における減損処理額は、39万9千円(うち、社債230万9千円、株式3万9千円、投資信託12万9千円)であります。
- また、時価が著しく下落したと判断するための基準は、期末の時価が帳簿価格の50%以下の場合には減損処理を行っております。
- 期末の時価が帳簿価格の50%超70%未満の場合は有価証券発行会社の財務内容等により判断しております。
22. 信託による金融事に関する法律及び金融機関の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであり、当該債権の発行有価証券の私法(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替(「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務償還金の勘定)に計上されるもの並びに登記された有価証券の交付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質借契約によるものに限る。)であります。

| 破産更生債権及びこれに準ずる債権額 | 50万9千円 |
|-------------------|---------|
| 破産更生債権 | 126万9千円 |
| 危険債権額 | 126万9千円 |
| 三月以上延滞債権額 | 1万9千円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 186万9千円 |
| 合計額 | 363万9千円 |

破産更生債権及びこれに準ずる債権とは、破産手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることと目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利なる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

- なお、債権額は、貸借引当金控除前の金額であります。
23. 担保貸約契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度まで貸出金交付することを約する契約であります。これらの契約に係る融資実行残額は、2,106万9千円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,106万9千円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行しなすのものであり、融資未実行残高そのものが必ずしも組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全、その他の相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約締結の遅延することができるとの条件が付けられております。また、契約約において不動産・有価証券等の担保を確保するか、契約後定期的に予定定めている当組合内手続に基づき顧客の業績等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信上限上の措置等を行っております。

| | |
|-------------------------------------------------|--------------|
| 24. 有形固定資産の減価償却累計額 | 220万9千円 |
| 25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 | 3万9千円 |
| 26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。 | |
| 繰延税金資産 | |
| 貸借引当金 | 15万9千円 |
| その他 | 23万9千円 |
| 繰延税金資産合計 | 38万9千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他 | 6万9千円 |
| 繰延税金負債合計 | 6万9千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 32万9千円 |
| 27. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。 | |
| 担保提供している資産 | 有価証券 400万9千円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 200万9千円 |
| 上記の債権、内国債解決保証金として200万9千円を担保として提供しております。 | |
| 28. 出資1口当たりの純資産額は6,002円29銭です。 | |

経理・経営内容

損益計算書

| 科 目 | 令和4年度 | 令和5年度 | 科 目 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------|---------|---------|-------------------|---------|---------|
| 経 営 収 益 | 513,506 | 415,787 | そ の 他 業 務 費 用 | 97,338 | 39,975 |
| 資 金 運 用 収 益 | 345,316 | 347,763 | 外国為替差益償却 | 25,411 | 185 |
| 貸 付 金 利 息 | 162,133 | 164,991 | 商品有価証券売却益 | 2,000 | 3,835 |
| 積 立 金 利 息 | 4,231 | 2,790 | 国債等債権売却損 | 69,625 | 55,672 |
| 金融譲渡貸付等利息 | | | 国債等債券売却損 | 271 | 262 |
| 買入手形利息 | | | その他の業務費用 | | |
| コールローン利息 | | | 一般貸借引当金繰入額 | | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | | | 経 費 | 257,227 | 257,914 |
| 貸 倒 引 当 金 繰 出 額 | | | 人 件 費 | 153,005 | 164,913 |
| 有価証券利息控除金 | 173,668 | 173,773 | 物 件 費 | 100,871 | 90,746 |
| その他の受入利息 | 5,282 | 6,197 | た ば こ 費 | 2,450 | 2,254 |
| 税 金 | | | 税 金 | | |
| 投資取引等収益 | 10,987 | 10,105 | そ の 他 経 常 費 用 | 58,344 | 16,485 |
| 貸付金利息 | 3,730 | 3,779 | 貸 借 引 当 金 繰 入 額 | | |
| 貸付金利息控除金 | 7,256 | 6,326 | 貸 出 金 償 却 | 29,280 | |
| その他の収益 | | | 株式等売却益 | 4,376 | |
| その他業務収益 | 99,871 | 40,822 | 株式等売却損 | 3,873 | 3,920 |
| 商品有価証券売却益 | | | その他業務費用 | | |
| 国債等債券売却益 | 28,836 | 32,573 | 国債等債券償還益 | | |
| 国債等債券償還益 | 66,338 | 4,793 | 退職給付費用 | | |
| その他の業務収益 | 4,696 | 3,455 | その他の経常費用 | 18,813 | 12,545 |
| その他経常収益 | 57,300 | 17,116 | 経 常 利 益 | 50,721 | 42,268 |
| 貸借引当金戻入額 | 31,829 | 4,282 | 特 別 利 益 | | |
| 債権取得原価戻入額 | 14 | 14 | 固定資産処分益 | | |
| 貸付金の繰上返済 | 4,527 | 12,616 | 資 産 の れ ん 発 生 用 益 | | |
| 株式等売却益 | | | その他の特別利益 | | |
| その他の経常費用 | 20,974 | 203 | 特 別 損 失 | | |
| 経 営 費 用 | 462,764 | 368,530 | 固定資産処分損失 | 0 | 0 |
| 資 金 運 用 費 用 | 17,091 | 17,867 | 減 損 損 失 | 0 | 0 |
| 預 金 利 息 | 16,726 | 17,623 | その他の特別損失 | | |
| 附付補填金繰入額 | 363 | 43 | 税引前当期純利益 | 50,721 | 47,268 |
| 借 用 金 利 息 | | | 法人税、住民税及び事業税 | 9,811 | 13,055 |
| 先 渡 手 形 利 息 | | | 法人税等調整額 | 8,579 | 1,015 |
| コールマネー利息 | | | 法人税等調整合計 | 16,390 | 14,070 |
| 先 渡 金 利 息 | | | 繰越金(当期末残高) | 32,331 | 33,196 |
| 債務償却引当支払H益 | | | 繰越金(当期首残高) | 760,441 | 790,475 |
| その他の支払利息 | 0 | 0 | 当年度純利益調整額 | | |
| 投資取引等費用 | 34,763 | 36,507 | 当期末剰当り剰余金 | 792,773 | 823,672 |
| 支払為替手数料 | 5,577 | 5,478 | | | |
| その他の役員費用 | 29,206 | 31,028 | | | |

(記載上の注記)

1. 出資1口あたりの当期純利益 142円95銭

剰余金処分計算書

| 科 目 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------|-------------|-------------|
| 当 期 未 処 分 剰 余 金 | 792,773,065 | 823,672,047 |
| 繰越金(当期末残高) | 760,441,716 | 790,475,823 |
| 過年度板垣康典君債 | | |
| 当 期 純 利 益 | 32,331,349 | 33,196,224 |
| 積 立 金 取 崩 損 失 | 2,297,242 | 2,321,010 |
| 剰 余 金 処 分 損 失 | 2,297,242 | 2,321,010 |
| 法 定 準 備 金 | | |
| 出 資 に 対 す る 配 当 金 | 2,297,242 | 2,321,010 |
| (年2%の割合) | (年2%の割合) | |
| 役 員 賞 与 金 | | |
| 特 別 積 立 金 | | |
| 退 職 給 付 積 立 金 | | |
| 繰 越 金 (当 期 末 残 高) | 796,475,823 | 821,351,037 |

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円、%)

| 科目 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------------|---------|---------|
| 資金運用収益 | 345,316 | 347,753 |
| 資金調達費用 | 17,091 | 17,667 |
| 資金運用収支 | 328,224 | 330,086 |
| 役員取引等収益 | 10,987 | 10,105 |
| 役員取引等費用 | 34,783 | 36,507 |
| 役員取引等収支 | △23,796 | △26,401 |
| その他業務収益 | 99,871 | 40,822 |
| その他業務費用 | 97,338 | 39,975 |
| その他業務収支 | 2,533 | 846 |
| 業務粗利益 | 306,962 | 304,531 |
| 業務粗利益率 | 1.25 | 1.31 |
| 業務純益 | 49,734 | 46,616 |
| 実質業務純益 | 49,734 | 46,616 |
| コア業務純益 | 51,625 | 48,943 |
| コア業務純益率 (投資保証特約損益を除く) | 51,625 | 48,943 |

経費の内訳

(単位:百万円)

| 科目 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|
| 人件費 | 153 | 164 |
| 報酬給料手当 | 126 | 138 |
| 退職給付費用 | | |
| 社会保険料等 | 27 | 26 |
| 物件費 | 100 | 90 |
| 事務費 | 47 | 42 |
| 固定資産費 | 18 | 17 |
| 人事厚生費 | 11 | 6 |
| 減価償却費 | 16 | 18 |
| 預金保険料 | 2 | 3 |
| 税金 | 2 | 2 |
| 経費合計 | 257 | 257 |

- (注) 1. 資金調達費用に、金銭の信託運用費用はありません。
 2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
 3. 業務純益=業務収益-業務費用-金銭の信託運用費用合費用
 4. 実質業務純益=業務純益-一般取引当金繰入額
 5. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

役員取引の状況

(単位:千円)

| 科目 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|--------|--------|
| 役員取引等収益 | 10,987 | 10,105 |
| 受入為替手数料 | 3,730 | 3,779 |
| その他の受入手数料 | 7,249 | 6,323 |
| その他の役員取引等収益 | 7 | 2 |
| 役員取引等費用 | 34,783 | 36,507 |
| 支払為替手数料 | 5,577 | 5,478 |
| その他の支払手数料 | 10,593 | 10,876 |
| その他の役員取引等費用 | 18,613 | 20,151 |

受取利息及び支払利息

(単位:千円)

| 科目 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|---------|---------|
| 受取利息 | 345,316 | 347,753 |
| 支払利息 | 17,091 | 17,667 |

主要な経営指標の推移

(単位:千円、口、人)

| 区分 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------|--------------|------------|------------|------------|------------|
| 经常収益 | 484,990 | 548,869 | 456,462 | 513,506 | 415,797 |
| 经常利益 | △6,901 | 58,064 | 61,175 | 50,721 | 47,266 |
| 当期純利益 | 10,697 | 21,094 | 31,374 | 32,331 | 33,196 |
| 預金積立残高 | 19,225,581 | 20,675,316 | 21,196,405 | 21,732,166 | 22,061,870 |
| 貸出金残高 | 8,318,995 | 8,957,789 | 9,280,595 | 9,634,283 | 9,662,416 |
| 有価証券残高 | 9,279,176 | 9,916,022 | 10,339,475 | 10,064,795 | 10,210,751 |
| 総資産残高 | 22,614,713 | 25,306,246 | 25,329,907 | 23,468,416 | 23,797,290 |
| 総資産比率 | 1,087,151 | 1,475,217 | 1,474,490 | 1,207,182 | 1,385,625 |
| 自己資本比率 | 8.57% | 8.21% | 8.11% | 8.18% | 7.54% |
| 出資総額 | 114,550 | 115,366 | 115,804 | 115,874 | 115,425 |
| 出資総口数 | (注3) 229,101 | 230,733 | 231,209 | 231,749 | 230,851 |
| 出資に対する配当金職員数 | 2,269 | 2,281 | 2,293 | 2,297 | 2,321 |
| | 22 | 25 | 25 | 23 | 25 |

- (注) 1. 残高計数は、期末日現在のものであります。
 2. 「自己資本比率(単位%)」は、平成18年金庫令告示第22号により算出しております。
 3. 令和元年10月より、出資金口2,000円から1口500円に変更しています。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

| 科目 | 年度 | 平均残高 | | 利息 | 利回り% |
|--------|-----|--------|---------|-------|------|
| | | 12月 | 平均 | | |
| 資金運用勘定 | 4年度 | 24,441 | 345,316 | 1.41 | |
| | 5年度 | 23,083 | 347,753 | 1.50 | |
| うち貸出金 | 4年度 | 8,942 | 162,133 | 1.81 | |
| | 5年度 | 9,402 | 164,991 | 1.75 | |
| うち預け金 | 4年度 | 5,056 | 4,231 | 0.08 | |
| | 5年度 | 3,271 | 2,790 | 0.08 | |
| うち有価証券 | 4年度 | 10,318 | 173,668 | 1.68 | |
| | 5年度 | 10,278 | 173,773 | 1.69 | |
| 資金調達勘定 | 4年度 | 23,371 | 17,091 | 0.07 | |
| | 5年度 | 22,095 | 17,667 | 0.07 | |
| うち現金預金 | 4年度 | 21,634 | 17,090 | 0.07 | |
| | 5年度 | 21,901 | 17,666 | 0.08 | |
| うち借入金 | 4年度 | 192 | △1,921 | △0.11 | |
| | 5年度 | 192 | △2,036 | △1.47 | |

- (注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和4年度24百万円、令和5年度24百万円)を、それぞれ勘定して表示しております。
 (注) 資金調達勘定のうち借入金利息は、その他受入純利益で勘定処理しております。

オフバランス取引の状況

(単位:千円)

| 項目 | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|---------|-------|---------|-------|
| | 契約金額 | 与信相当額 | 契約金額 | 与信相当額 |
| 固定元本額 | — | — | — | — |
| 金利スワップ | — | — | 29 | — |
| 通貨スワップ | — | — | — | — |
| 先物外国為替取引 | 136,066 | 4,117 | 138,577 | 2,036 |
| 金利オプション(買) | — | — | — | — |
| 通貨オプション(買) | — | — | — | — |
| その他金融衍生商品 | — | — | — | — |
| 合計 | 136,066 | 4,117 | 138,606 | 2,036 |

- (注) 当組合では、上記の商品について直接の取扱いを行っておりませんが、当組合の購入している一部の投資信託において、当該商品への運用がありますので、本書に掲載しております。

総資産利益率等

(単位:%)

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|
| 総資産經常純利益率 | 0.20 | 0.19 |
| 総資産当期純利益率 | 0.12 | 0.14 |

経常(当期純)利益

$$(注) 総資産經常(当期純)利益率 = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返りを除く)平均残高}} \times 100$$

総資金利鞘等

(単位:%)

| 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------|-------|-------|
| 資金運用利回 | 1.41 | 1.50 |
| 資金調達原価率 | 1.10 | 1.16 |
| 総資金利鞘 | 0.31 | 0.34 |

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

| 項目 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|-------|-------|
| 外国為替売買益 | | |
| 商品有価証券売買益 | | |
| 国債等債券売却益 | 28 | 32 |
| 国債等債券運益 | 66 | 4 |
| その他の業務収益 | 4 | 3 |
| その他業務収益合計 | 99 | 40 |

有価証券の評価損益

(単位:千円)

| 種別 | 年度 | 帳簿価額(A) | | 時価(B) | | 評価損益(A-B) |
|-----------|-------|------------|------------|----------|-----|-----------|
| | | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | |
| 有価証券 | 令和4年度 | 10,329,965 | 10,064,795 | ▲265,169 | | |
| | 令和5年度 | 10,274,170 | 10,210,751 | ▲63,419 | | |
| 金銭的債権 | 令和4年度 | | | | | |
| | 令和5年度 | | | | | |
| デリバティブ等商品 | 令和4年度 | | | | | |
| | 令和5年度 | | | | | |

預貸半および預証率

(単位:%)

| 区分 | 令和4年度 | | 令和5年度 | | |
|-----|--------|-------|-------|-----|--|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | |
| 預貸率 | (期末) | 44.33 | 43.79 | | |
| | (期中平均) | 41.33 | 42.92 | | |
| 預証率 | (期末) | 46.31 | 46.28 | | |
| | (期中平均) | 47.69 | 46.93 | | |

資金運用

貸出金種別別残高

(単位:千円、%)

| 科目 | 令和4年度末 | | 令和5年度末 | |
|-----------|-------------|-------|-------------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 割引手形 | 3,339 | 0.0 | 2,700 | 0.0 |
| 手形貸付 | 954,007 | 9.9 | 549,409 | 5.7 |
| 証書貸付 | 8,381,077 | 86.8 | 8,753,691 | 90.6 |
| うち定期金(利息) | (5,029,020) | 52.2 | (5,377,666) | 55.6 |
| 当座貸付 | 3,332,057 | 34.6 | (3,336,025) | 35.0 |
| 当座貸越 | 315,840 | 3.3 | 356,615 | 3.7 |
| 合計 | 9,634,263 | 100.0 | 9,662,416 | 100.0 |

貸出金種別平均残高

(単位:千円、%)

| 科目 | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 割引手形 | 251 | 0.0 | 1,562 | 0.0 |
| 手形貸付 | 562,541 | 6.3 | 593,740 | 6.3 |
| 証書貸付 | 8,156,599 | 91.2 | 8,519,660 | 90.6 |
| 当座貸付 | 222,901 | 2.5 | 287,133 | 3.1 |
| 合計 | 8,942,794 | 100.0 | 9,402,096 | 100.0 |

1店舗当たりの預金および貸出残高

(単位:千円)

| 区分 | 令和4年度末 | 令和5年度末 |
|-------------|------------|------------|
| 1店舗当たりの預金残高 | 10,866,083 | 11,030,935 |
| 1店舗当たりの貸出残高 | 4,817,131 | 4,831,208 |

職員1人当たりの預金および貸出残高

(単位:千円)

| 区分 | 令和4年度末 | 令和5年度末 |
|--------------|---------|---------|
| 職員1人当たりの預金残高 | 944,876 | 882,474 |
| 職員1人当たりの貸出残高 | 418,881 | 386,496 |

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:千円、%)

| 科目 | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------|------------|-------|------------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 流動性預金 | 5,788,614 | 26.8 | 5,934,971 | 27.0 |
| 定期性預金 | 15,845,545 | 73.2 | 15,968,635 | 73.0 |
| 譲渡性預金 | | | | |
| その他の預金 | | | | |
| 合計 | 21,634,160 | 100.0 | 21,903,607 | 100.0 |

預金科目別残高

(単位:千円、%)

| 科目 | 令和4年度末 | | 令和5年度末 | |
|----------|--------------|-------|--------------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 当座預金 | 121,866 | 0.5 | 97,640 | 0.5 |
| 普通預金 | 6,055,069 | 27.9 | 5,944,069 | 26.9 |
| 貯蓄預金 | | | | |
| 通知預金 | | | | |
| 定期預金 | 14,913,499 | 68.6 | 15,448,910 | 70.0 |
| (固定金利定期) | (14,913,499) | 68.6 | (15,448,910) | 70.0 |
| (変動金利定期) | | | | |
| 定期積金 | 612,072 | 2.8 | 569,827 | 2.6 |
| その他の預金 | 29,637 | 0.1 | 1,402 | 0.0 |
| 合計 | 21,732,166 | 100.0 | 22,061,870 | 100.0 |

有価証券種別残高

(単位:千円、%)

| 科目 | 令和4年度末 | | 令和5年度末 | |
|--------|------------|-------|------------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 国債 | | | | |
| 地方債 | 50,005 | 0.5 | 49,715 | 0.5 |
| 社債 | 6,137,580 | 61.0 | 6,473,080 | 63.4 |
| 株式 | 64,967 | 0.6 | 9,629 | 0.9 |
| その他の証券 | 3,812,243 | 37.9 | 3,595,327 | 35.2 |
| 合計 | 10,664,795 | 100.0 | 10,210,751 | 100.0 |

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種別平均残高

(単位:千円、%)

| 科目 | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------|------------|-------|------------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 国債 | 1,905 | 0.0 | - | - |
| 地方債 | 547 | 0.0 | 49,999 | 0.5 |
| 社債 | 6,122,488 | 59.3 | 6,412,929 | 62.4 |
| 株式 | 68,682 | 0.7 | 69,889 | 0.7 |
| その他の証券 | 4,124,642 | 40.0 | 3,745,936 | 36.4 |
| 合計 | 10,318,266 | 100.0 | 10,278,754 | 100.0 |

借入者別借残高

(単位:百万円、%)

| 区分 | 令和4年度末 | | 令和5年度末 | |
|------|--------|-------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 個人 | 19,384 | 89.2 | 19,790 | 89.7 |
| 法人 | 2,347 | 10.8 | 2,271 | 10.3 |
| 一般法人 | 2,084 | 9.6 | 2,036 | 9.2 |
| 金融機関 | | | | |
| 公金 | 263 | 1.2 | 235 | 1.1 |
| 合計 | 21,732 | 100.0 | 22,061 | 100.0 |

預金科目別平均残高

(単位:千円、%)

| 科目 | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|----------|--------------|-------|--------------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 当座預金 | 99,170 | 0.5 | 96,095 | 0.4 |
| 普通預金 | 5,668,815 | 26.2 | 5,828,794 | 26.6 |
| 貯蓄預金 | | | | |
| 通知預金 | | | | |
| 定期預金 | 15,132,376 | 69.9 | 15,359,219 | 70.1 |
| (固定金利定期) | (15,132,376) | 69.9 | (15,359,219) | 70.1 |
| (変動金利定期) | | | | |
| 定期積金 | 713,169 | 3.3 | 607,416 | 2.8 |
| その他の預金 | 20,628 | 0.1 | 10,082 | 0.1 |
| 合計 | 21,834,160 | 100.0 | 21,903,607 | 100.0 |

有価証券種別残高期間別残高

(単位:千円)

| 科目 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 | 期間の定めがないもの | 合計 |
|--------|---------|-----------|----------|-----------|------------|------------|
| 国債 | | | | | | |
| 地方債 | | 49,715 | | | | 49,715 |
| 社債 | 400,420 | 996,280 | 397,490 | 4,678,890 | | 6,473,080 |
| 株式 | | | | | 92,629 | 92,629 |
| 外国証券 | 100,150 | 960,280 | 341,870 | 575,432 | | 1,977,732 |
| その他の証券 | | | | | 1,617,594 | 1,617,594 |
| 合計 | 500,570 | 2,006,275 | 739,360 | 5,254,322 | 1,710,223 | 10,210,751 |

金融再生法開示債権(リスク管理債権)及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

| 区分 | 年度 | 債権額 (A) | 額・保証等 | | 保全額 (D)=(B)×(C) | 保全率(%) (D)/(A) | 貸倒引当金 引当率 (D)/(A-B) |
|----------------------------|-------|------------|-------|-----|--------------------|-------------------|---------------------------|
| | | | (B) | (C) | | | |
| 破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権額 | 令和4年度 | 69 | 56 | 19 | 76 | 100.0 | 100.0 |
| | 令和5年度 | 50 | 33 | 16 | 50 | 100.0 | 100.0 |
| 危険債権額 | 令和4年度 | 102 | 92 | 8 | 101 | 99.0 | 89.7 |
| | 令和5年度 | 126 | 117 | 7 | 125 | 99.3 | 89.7 |
| 要管理債権額 | 令和4年度 | 117 | 77 | 34 | 71 | 60.7 | 42.4 |
| | 令和5年度 | 186 | 73 | 34 | 107 | 57.7 | 30.1 |
| 三月以上延滞債権 | 令和4年度 | — | — | — | — | — | — |
| | 令和5年度 | — | — | — | — | — | — |
| 貸出条件緩和債権 | 令和4年度 | 117 | 37 | 34 | 71 | 60.7 | 42.4 |
| | 令和5年度 | 186 | 37 | 34 | 107 | 57.7 | 30.1 |
| 小計 | 令和4年度 | 289 | 186 | 62 | 249 | 86.1 | 60.8 |
| | 令和5年度 | 363 | 224 | 58 | 283 | 77.9 | 43.3 |
| 正常債権 | 令和4年度 | 9,351 | | | | | |
| | 令和5年度 | 9,312 | | | | | |
| 総と信残高 | 令和4年度 | 9,641 | | | | | 3,004% |
| | 令和5年度 | 9,676 | | | | | 3,757% |

- (注)1 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により破産破綻に陥った債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権を指す。
- 2 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に促った債権の元本の回収及び利息の受取りができな可能性の高い債権(1に掲げるものを除く)を指す。
- 3 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 4 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(貸出条件緩和債権を除く)を指す。
- 5 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的とし、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利な取扱いの行った貸出金(1、2及び3に掲げるものを除く)を指す。
- 6 「担保・保証額」とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 7 「貸倒引当金」とは、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 8 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸倒対照表の「有価証券」中の計値(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの)であって、当該債権の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第3条第3項)によるものに限る。①、貸出金、外為為替、②その他貸出/中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見込金の各勘定に計上されるもの及び注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸買債権)によるものに限る。
- 9 金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理方針・体制について

1 基本方針

金融機関の業務が自由化の進展の中で、ますます多様化、複雑化しており、それに伴い業務遂行上管理しなければならぬリスクも幅広い分野にわたって増大し、信用組合の経営に影響を与えております。
そのため各リスクを従来以上に的確に把握し厳正に管理して、健全性を確保することは信用組合経営上、不可欠なものとなっております。そのため当組合は、「第12次中期かき経営計画」を踏まえ、リスク管理の経営の最重要課題として位置付け、また高いレベルでの統合リスク管理を行うこととし、経営者及び従業員がリスク管理の重要課題を認識し、自主的に行い、健全性の強化を図るとともに「健全性の維持」が収益性の向上の両方にバランスのとれた経営を目指すこととし、令和6年度は下記のようなリスク管理方針で取り組むこととしています。

1 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、当組合の業種に内在する各種リスクについて、これを一体的に管理し、総合的に把握し、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、当組合の業務の健全性を確保することを目的としています。
現在の金融機関のあり方は、経営の健全性を確保し、経営戦略、規模及びリスクの特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う際の構築が求められ、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも、内容や種々のリスクを総合的に把握した上で、その総体的リスクに照らし、質・量ともに十分な自己資本を確保していくことが必要です。

そのためには、自己資本の確保・増強と、組合の規模・特性に合わせた高いレベルでの統合的なリスク管理を徹底して行っていくこととしています。(その手法等については、(2)市場関連リスクに記載)

2 コンプライアンスについて

金融機関の業務の公益性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることで顧客からの信頼を確立していきます。

またコンプライアンスを実現させるための実施計画であるコンプライアンスプログラムを定期的に見直し、それを従業員が遂行する上で具体的な手順を定めたコンプライアンスマニュアルを全従業員に配布し周知徹底していくことといたします。

3 利用者保護

①顧客の知識、経験、財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明、その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する規程を作成し、職員に対して研修その他の当該規則・規程等に基づいて研修が行われる態勢を整備してまいります。

②与信取引に関する説明態勢及びそれを補充する相談苦情処理機能に関する態勢の整備と研修等により職員等の説明態勢を一層強化していきます。

4 リスク管理体制及び新自己資本比率(市場規律)に係る関係

金融機関は健全な環境や業務の変化などに伴い、経営に重大な影響を及ぼすリスクも多様化・複雑化しており、経営に適切にリスク管理の重要性が増大しています。当組合は健全な経営を維持・継続していくために、リスク管理体制の整備・強化に努めています。

新自己資本比率(市場規律)に基づく自己資本の充実状況

①自己資本調達手段の概要

当組合は先述のように、まず優先出資は発行してはならず、自己資本調達手段は普通出資金のみです。

令和5年度の出資金総額は15,425千円となっております。

②自己資本の充実度に関する評価方法の概要

令和5年度の自己資本率は14億8,400千円、自己資本比率は75.4%となり、国内基準である4%を上回っており、自己資本は充実していると考えております。今後も引き続き、適切な利益配分をあげることにより、内部留保を確保してまいります。

(1) 信用リスク

信用リスクとは、信用供与後の財務状況悪化等により保有する資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少し、消失し、金融機関が損失を被るリスクを指す。

当組合は経営上の重要課題として認識している収益構造の改善(預保率アップ)、貸倒率の減少を図る目的で、積極的な融資の推進を引き続き行っていくこととしています。

また日本経済は、少子高齢化による人口減少や企業の減少、所得の減少等々から停滞し、今後も不況債権の発生・増加が懸念されている中、自己破産者も増加の傾向にあります。これを踏まえ、信用リスク管理に今後細心の注意を払うことが必要であることから、下記の事項を厳守しながら取り組むこととしています。

- 貸出の原則(公益性、収益性、流動性、安全性、成長性)に照らし、その妥当性を厳格に審査し、貸出先を慎重に選定し、貸出後、特定引込リスクを回避する。
- 公序良俗違反など不法な資金使途、無資質貸付(分利貸付)、浮貸付、貸付先融資等の禁止。
- また利益配分、過度の明確、関連預金の重要となる法制等です。
- 融資実行段階で資金使途の明確化、経営実態、返済財源の検討を確実に実施する。反社会的勢力またはこれに準ずる人物の排除。
- 融資実行は融資に関する手続・関係法規の遵守に努めるとともに、業種において不明な点は、自ら手続・法規・規定により確認する。
- 取引取引についての顧客への重要事項の説明態勢の構築。
- 融資実行後も定期的に訪問するなど、自分の目で見て、実態把握につとめると、また融資実行の異常、特に返済発生については見過ごすことなどに対応する。返済開始直後から回収まで融資の重要な回収手段を講ずる。
- 営業年度の一次審査、本部における二次審査でも厳格な理由をはきつき互いに議論を尽くす。大口融資先をはじめ必要な案件は理事会に諮り方針を明確にする。
- 融資者の自己査定は、各々の部署で適正に行うと共に、営業部は融資先の個別のリスクを自己査定と回収資料により把握し、対応策を講じる。特に要管理債権以下の問題債権については、より具体的な対策を検討し立案し、営業部、本部が連携して計画的に進めること。
- 融資対応能力、審査能力の向上を期した研修を計画的に実施する。
- 個人債権を取り扱った場合は、利用目的を特定し、本人の意思を確認し同意を得ること。

●融資圏における信用リスクは、取引先の経営態勢より貸出た資金の元本または利息の回収ができなくなり、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、預金担保貸出及び保証会社保証の定額ローンを除く全ての貸出について、事業計画、資金使途、返済能力、担保評価などについて詳細に亘って、営業部、本部、理事長までが個別に協議し判断を受けるとしております。

さらに、必要に応じては連帯保証人や不動産担保を差し入れたうえで、先や同一業種へ幅広いように注意を払っています。その他、高知信保保証協会、愛媛県信用保証協会、民保の保証会社の保証を付けた方法も行っています。(貸出企業種別・担保提供高割合) 融資に伴うリスクについては「信用リスク管理およびクレジットポリシー」で融資姿勢の適正化、貸出金の管理の強化を図っており、融資の質向上にも適格教育の実施、各種研修会への参加等積極的に取り組んでいます。

また、貸出の厳格把握(自己査定)も信用リスク管理の一環であり、企業会計原則などに基づいた適正な償却-引当を行っており、各担当者(営業店長・総務課担当者)は、審査を行い、プロジェクトチーム(総務課、企画推進課、常勤役員)が二次査定を行い、核議の上、理事会へ報告していただきます。

●有価証券運用に伴うリスクについては、後記の市場関連リスクを参照ください。

当組合では、パーゼルの第10条(最低所要自己資本比率)の算定においてはリスク・ウェイトの計測手法に標準的手法(当局が設定したリスク・ウェイト)を使用、従来よりリスク感度の高い特命債のみを採用しております。

※資金調達に対するリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の判定先は、当組合の貸出先が零細企業、個人であるため、格付付を取得できません。

●有価証券(債券の種類ごと)に対するリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関、下記の格付機関を利用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関を利用していることは行っておりません。

| 分類 | 格付機関 |
|-----|------------------------------------------------------------------|
| 国内債 | 日本格付投資情報センター (R&I) |
| 外国債 | 日本格付研究所 (JCR) スタンダード・アンド・プアーズ (S & P) ムーディーズ (M O O D Y S) |

※非依頼格付(勝手格付)は除いております。

(2)市場関連リスク
市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産、負債及びオフバランス取引の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。(それに付随する信用リスク等の関連リスクを含み「市場関連リスク」とする。)

市場関連リスクは以下の3つのリスクからなります。

①金利リスク
金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は、期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の減少ないし損失を被ります。

当組合においては、金利リスクについて定期的な評価・計測を行い、ALM委員会等と協議検討するとともに、必要に応じて経営層へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールを努めています。さらに、銀行取引の金利リスク(以下、「RRR」とする。)について経済的価値の変動額であるEVEを計測しております。なお、当組合は四半期末日を基準日として、四半期金利リスクを計測しております。

②価格変動リスク
有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスク。

③為替リスク
外貨建資産・負債についてネットベースで資産超又は負債超ポジションが達成された場合、為替の価格が当初予定していた価格と変動することにより損失を被るリスク。

当組合は、金利上昇リスク、株価変動リスク等と合わせていることから、パーゼルの対応、さらなる市場リスク管理態勢と金利リスク計測手法を強化し資産の健全性と収益の向上に積極的に取り組んでいます。

また金利変動に伴う金利リスク、債券、株主などの価格変動もたまたま価格変動リスクに重点を置き、それらが自己資本に与える影響等を把握し、その改善策を実行する等計画的にリスク対応を確立するための体制の構築に努めています。

そのため毎年度末日の資産・負債運用検討会(各種金利・預金金、有価証券の運用を検討し、金利決定、資金繰り等の決定を行う)で、S&CセンターのALMシステム(金利・負債の総合管理)と日興M&Aシステムを有効活用し、より効果的な運用を行うよう検討・運用を重ねながら、あわせて効率的な運用にもなるように相互牽制を図っています。

さらに臨時、理事会に報告、審議の上、迅速で的確な対応がとれる統制された体制構築することとしています。

(3)出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク
●出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針
前述のリスク管理方針を基本に「余裕資金運用規程」等の規程、要領類において、格付付の保有限度額、ソブレン債の保有限度額などを検定し、ロカコントロールに該当しないものやその他重要な報告事項が発生した場合は、理事会に報告し、牽制機能を備え、適切な安全な運用を目指しています。

(4)流動性リスク
流動性リスクは、財務内容の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく増大の資金調達を余儀なくされることにより損失を被ります(市場流動性リスク)をいいます。

平成17年4月よりペイオフが全面解禁されたことにより、貸出資金の内訳に重点は置かずに対応しています。

具体例としては、当組合は本部関係者による、毎週水曜日の金利・資金運用検討会において、週・月単位の貸出金、金利見直し、市場リスク変動リスクの状況および資産・負債の「バランス」等を総合的に検討した上で、資金の調達・運用方針を決定しています。

また、「余裕資金運用規程」を遵守し、当組合の自己資本、収支状況および市場環境を勘案したうえで、計測・管理が適切、且つ相互牽制が働くよう配慮しています。

(5)事例リスク
事例リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

平成17年4月にペイオフが全面解禁となったことで、不祥事や風評リスクにさらされることが増え、より一層顧客の信頼を損なうために迅速(風評防衛等)を行うことや期限内に終了する事務処理をこなすことなどがあります。

このため具体的には

- 1) 得意先業務取扱規程の遵守、定着化を図る。
- 2) 事例リスク管理規程に基づき各担当規程等その他指針の遵守状況を点検し指導体制を強化する。
- 3) 顧客対応等を実施した際の苦情やクレームを迅速に解決していく。
- 4) 定期的な事務研修や研修等、必要に応じた事務管理研修、人事ローテーション、継続研修などにより、事務水準の向上、事故防止を図る。
- 5) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスクに対応する態勢整備が急務であり、規程・マニュアルの改正実施と営業店への周知、職員の対応態勢を迅速に改善する。ALM資格取得等を促していく。そして、顧客サービス格付を実施し、継続的顧客管理態勢を整備して、顧客の期待目的・内容に応じて対応を遂行することで、信用リスクの低減を図っていく。

●当組合では事務処理の計画と実際の進捗・差額などの整備・改善を行い、職員への周知徹底を図るとともに、本部による顧客検査、営業店による顧客対応態勢の改善の実施など組合内部の相互牽制機能を高めるとともに、事例リスク発生への未然防止に取り組んでいます。

基本的な手法により、過去3年間の業務粗利益の平均値をベースとし、その15%相当額としています。

(6)システムリスク
システムリスクとは、コンピュータシステム上の停止・誤作動、不正使用などにより、信用組合業務の遂行、顧客へのサービス提供に支障をきたしたり、その結果として有形無形の損失を被るリスクをいいます。

具体的には、中央センターに設置しているサーバーが、不測の事態(地震、火災、地震、出水等)が発生した場合を想定し、トラブル発生時の記録、防犯・防災体制(組織、緊急連絡網)を整備し、管理責任者を定めています。

又、防犯、防災組織の形骸化を防ぐため、組織の見直しや周知徹底を行っています。

さらに各職員が全員が、システムリスクの管理規程、緊急時対応マニュアルに基づいて、システム不備への対応をおこなひ、顧客へ不快感、不信感を与えないよう対応するものとしています。

また緊急時対応への現金の搬送方法の見直しも行っています。

(7)法務リスク
法務リスクとは、組合経営、組合取等にかかる法令・組合内規程等に違反する行為から生ずるものであるものを以下、「法令等遵守違反行為」という。が発生することで当組合の信用の失墜を招き、当組合が損失を被るリスクをいいます。

- 具体的には、次のリスクのこととなります。
- 1) 法令等の制定、改正に関するリスク
 - 2) 新制度の契約、新制度の開始等に伴うリスク
 - 3) 各種契約の締結・更改に伴うリスク
 - 4) 苦情・トラブルに伴うリスク
 - 5) 組合内規程、要領等の制定・改定に伴うリスク
 - 6) 関連・事務連絡の発出に伴うリスク
 - 7) ポスター、チラシ等の作成に伴うリスク
 - 8) その他コンピュータシステムに関するリスク
- これらの対応として、コンピュータシステム委員会は、それぞれの役割に従い、計画に定める手法によりリスク管理を行っています。
- 1) 各部署の業務執行に伴うルーチチェック
 - 2) 各部署の業務執行状況の法令等遵守状況についてのモニタリング
 - 3) 法令等遵守違反行為に関する報告体制の構築と推進
 - 4) コンプライアンスに関する情報収集とその把握
 - 5) 役職員に対するコンプライアンス啓発活動
 - 6) その他の検証

(8)レピュテーションリスク(風評リスク)
レピュテーションリスク(風評リスク)とは、金融機関の資産の健全性や収益、自己資本などのリスク耐力、規模、成長性、利便性など金融機関の風評を形成する内容が広がり、顧客から見て金融機関への安心度、信頼度が低下することにより、金融機関の風評が低下するリスクをいいます。

金利・資金運用検討会および本部は、リスク管理の基本方針に基づいて、不断モニタリングを行い、当組合の風評に影響を及ぼすと思われる事項について、相互に協力して情報を収集し、風評リスク管理に反映することとしています。

II. リスク管理の体制と関連規定
(1) 各種リスクを統括する部門は総務課とし、総務課の所管する業務の調査、検証等は、代理理事が任命された者が当たっております。
(2) リスク管理態勢に係る規程は、順次整備していくこととし、当組合「リスク管理規程」の他、下記の規程を関係する役員に周知し規程遵守の状況を検証しています。

- 市場関連リスク管理規程
市場関連リスク管理規程、余裕資金運用規程
有価証券の保有区分規程
有価証券売却処理規程、職務権限規程
- 流動性リスク関係
余裕資金運用規程
コンテンジャレンシープラン(ペイオフ)
ペイオフ解禁対応マニュアル
ペイオフ対応資金管理計画
流動性リスク管理マニュアル
緊急時対応マニュアル
- 事例リスク関係
業務方法書、貸出事務取扱について
収支簿、内部帳目規程、自己資本準備
貸出業務取扱規程編纂及び取扱要領
管理規程、金庫管理規程、法令遵守管理規程
得意先業務取扱規程、得意先行動マニュアル
事例リスク管理規程、事例リスク管理
コンテンジャレンシープラン(危機管理対策案簿)
危機管理規程
- レピュテーションリスク(風評リスク)
風評リスク管理規程
- 法務リスク関係
風評/リスク管理要領

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

| 項 目 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | |
| 普通出資又は非累積の永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額 | 1,399 | 1,430 |
| うち、出資金及び資本剰余金の額 | 115 | 115 |
| うち、利益剰余金の額 | 1,286 | 1,316 |
| うち、外部流出予定額(△) | 2 | 2 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 28 | 28 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 28 | 28 |
| うち、過格引当金コア資本算入額 | — | — |
| 過格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附加第4条第6項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | — |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 1,428 | 1,458 |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額 | 0 | 3 |
| うち、のれんに係るものの額 | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額 | 0 | 3 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額 | — | — |
| 過格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 前払年金費用の額 | — | — |
| 自己保有普通出資等(純資産の額に計上されるものを除く)の額 | — | — |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | — | — |

(単位:百万円)

| | | |
|------------------------------------------|--------|--------|
| 信用協同組合連合会の対象普通出資等の額 | — | — |
| 特定項目に係る10%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る15%基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 0 | 3 |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ) | 1,427 | 1,454 |
| リスク・アセット等 (3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 16,841 | 18,644 |
| 資産(オン・バランス項目) | 16,841 | 18,641 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | — | — |
| うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く) | — | — |
| うち、繰延税金資産 | — | — |
| うち、前払年金費用 | — | — |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | — | — |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | — |
| オフ・バランス等取引項目 | 0 | 2 |
| CVARリスク相当額を8%で除して得た額 | — | — |
| 中央債権照会システムエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 | 651 | 644 |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | — |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | — |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 17,493 | 19,288 |
| 自己資本比率((ハ)/(ニ)) | 8.16% | 7.54% |

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において適用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

| | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------------------------------------------------------------------|----------|---------|----------|---------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本額 | リスク・アセット | 所要自己資本額 |
| イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計 | 16,841 | 673 | 18,641 | 745 |
| ① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー | 16,430 | 657 | 18,185 | 727 |
| (i) ソブリン向け | 112 | 4 | 113 | 4 |
| (ii) 金融機関向け | 971 | 38 | 939 | 37 |
| (iii) 法人等向け | 4,910 | 196 | 4,726 | 189 |
| (iv) 中小企業等・個人向け | 1,184 | 47 | 1,299 | 51 |
| (v) 抵当権付住宅ローン | 673 | 26 | 408 | 16 |
| (vi) 不動産取替等事業向け | 104 | 4 | 200 | 8 |
| (vii) 三月以上延滞等 | - | - | - | - |
| (viii) 出資等 | 659 | 26 | 764 | 30 |
| 出資等のエクスポージャー | 544 | 21 | 648 | 25 |
| 重要な買入のエクスポージャー | 115 | 4 | 115 | 4 |
| (x) 他の金融機関等の対象資本等標準手法の除外資産(輸出等及びその他外部LAC関連標準手法に該当するもの以外のもの)に係るエクスポージャー | 3,648 | 145 | 4,904 | 196 |
| (xi) 信用保証協会の対象資産(買入等)の除外資産に係る標準手法の除外資産(買入等)に係るエクスポージャー | 130 | 5 | 130 | 5 |
| (xii) その他 | 4,035 | 161 | 4,698 | 187 |
| ② 証券化エクスポージャー | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー | 410 | 16 | 456 | 18 |
| リスク・スルー方式 | 410 | 16 | 456 | 18 |
| マナド方式 | - | - | - | - |
| 蓄積方式(250%) | - | - | - | - |
| 蓄積方式(400%) | - | - | - | - |
| フォールバック方式(1250%) | - | - | - | - |
| ④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額 | - | - | - | - |
| ⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | - | - | - | - |
| ⑥ CVAリスク相当額を8%で除いた額 | - | - | - | - |
| ⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー | 0 | 0 | - | - |
| ロ. オペレーショナル・リスク | 651 | 26 | 644 | 25 |
| ハ. 単体所要自己資本額(イ+ロ) | 17,493 | 699 | 19,288 | 771 |

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の淨価相当額です。
 3. 「アセット」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方連合公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてアセット扱いになっているもの)、国際決済銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払の日日から3ヶ月以上遅滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%以上のエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)-(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には不動産投資信託、有形固定資産、株式投資等が含まれます。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{総利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち総利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体所要自己資本額=単体自己資本比率の分子の額×4%

(3) 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
 なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

| 発行主体 | 債 | 株 | デリバティブ取引 | 三月以上延滞エクスポージャー |
|----------------------|---|---|----------|----------------|
| 発行主体 | 債 | 株 | デリバティブ取引 | 三月以上延滞エクスポージャー |
| 資本調達手段の種類 | 債 | 株 | デリバティブ取引 | 三月以上延滞エクスポージャー |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 | 債 | 株 | デリバティブ取引 | 三月以上延滞エクスポージャー |
| 配当率 | 債 | 株 | デリバティブ取引 | 三月以上延滞エクスポージャー |

(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位: 百万円)

| 地域区分 業種区分 期間区分 | エクスポージャー | | 信用リスクエクスポージャー-期末残高 | | 債 | | 株 | | デリバティブ取引 | | 三月以上延滞エクスポージャー | |
|----------------------|----------|--------|--------------------|--------|--------|--------|-------|-------|----------|-------|----------------|-------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| | 国 | 19,979 | 20,479 | 12,064 | 12,100 | 3,915 | 8,379 | - | - | - | - | - |
| 内 | 2,146 | 1,831 | - | - | 2,146 | 1,831 | - | - | - | - | - | - |
| 地域別合計 | 22,126 | 22,310 | 12,064 | 12,100 | 10,064 | 10,210 | - | - | - | - | - | - |
| 製造業 | 2,170 | 1,892 | 279 | 279 | 1,891 | 1,613 | - | - | - | - | - | - |
| 農業・林業 | 162 | 89 | 105 | 89 | 57 | - | - | - | - | - | - | - |
| 漁業 | 355 | 496 | 355 | 496 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 鉱業・採石業・砂利採取業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 建設業 | 873 | 639 | 767 | 543 | 106 | 96 | - | - | - | - | - | - |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,076 | 1,251 | - | 156 | 1,076 | 1,095 | - | - | - | - | - | - |
| 情報通信業 | 295 | 195 | - | - | 295 | 195 | - | - | - | - | - | - |
| 運輸業・郵便業 | 314 | 361 | 52 | 41 | 314 | 320 | - | - | - | - | - | - |
| 卸売業・小売業 | 1,068 | 901 | 578 | 527 | 490 | 374 | - | - | - | - | - | - |
| 金融業・保険業 | 1,192 | 1,686 | 0 | 0 | 1,192 | 1,686 | - | - | - | - | - | - |
| 不動産業 | 678 | 770 | 82 | 75 | 596 | 695 | - | - | - | - | - | - |
| 飲食業 | 160 | 157 | 160 | 157 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 生活関連サービス業・娯楽業 | 193 | 189 | 12 | 10 | 181 | 179 | - | - | - | - | - | - |
| その他のサービス業 | 695 | 591 | 695 | 591 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他の産業 | 155 | 177 | 155 | 177 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 国・地方公共団体 | 0 | 49 | - | - | 49 | - | - | - | - | - | - | - |
| 個人 | 6,388 | 6,516 | 6,388 | 6,516 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他 | 6,292 | 6,345 | 2,430 | 2,443 | 3,862 | 3,902 | - | - | - | - | - | - |
| 業種別合計 | 22,126 | 22,310 | 12,064 | 12,100 | 10,064 | 10,210 | - | - | - | - | - | - |
| 1年未満 | 1,276 | 851 | 738 | 351 | 537 | 500 | - | - | - | - | - | - |
| 1年以上3年未満 | 1,271 | 933 | 290 | 228 | 1,021 | 705 | - | - | - | - | - | - |
| 3年以上5年未満 | 1,581 | 1,487 | 1,581 | 1,487 | 1,407 | 1,200 | - | - | - | - | - | - |
| 5年以上7年未満 | 1,019 | 756 | 378 | 359 | 637 | 397 | - | - | - | - | - | - |
| 7年以上10年未満 | 1,954 | 1,761 | 1,435 | 1,420 | 519 | 341 | - | - | - | - | - | - |
| 10年以上 | 11,456 | 12,012 | 6,334 | 6,758 | 5,122 | 5,254 | - | - | - | - | - | - |
| 期間の定めのないもの | 3,564 | 4,504 | 2,746 | 2,794 | 818 | 1,710 | - | - | - | - | - | - |
| その他 | 0 | 0 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 残存期間別合計 | 22,126 | 22,310 | 12,064 | 12,100 | 10,064 | 10,210 | - | - | - | - | - | - |

(注) 1. 「買入金、コメットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、買入金の期末残高の他、当債権等のコメットメントの淨価相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の淨価相当額の合計額です。

2. 債、株式の「その他」欄には当該債権等のコメットメント毎に相対的未償還総額100万円未満現金323万円が含まれます。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払の日日から3ヶ月以上遅滞している者に係るエクスポージャーのことです。

4. 上記債権の「その他」とは、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分・期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には株式投資は298百万円、投資信託は128百万円、その他の証券は319百万円が含まれます。

5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準業分類の分類に従って記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

| | | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | 期末残高 | |
|---------|-------|------|-----|-------|-----|-------|-----|------|-----|
| | | 目的使用 | その他 | 目的使用 | その他 | 目的使用 | その他 | 目的使用 | その他 |
| 一般貸倒引当金 | 令和4年度 | 27 | 0 | - | - | - | - | 27 | 0 |
| | 令和5年度 | 28 | - | - | - | - | - | 28 | - |
| 個別貸倒引当金 | 令和4年度 | 95 | 6 | 29 | 10 | 6 | 4 | 62 | 12 |
| | 令和5年度 | 62 | 0 | - | - | 4 | 58 | 62 | 0 |
| 合 計 | 令和4年度 | 123 | 7 | 29 | 10 | 6 | 4 | 89 | 12 |
| | 令和5年度 | 91 | 0 | - | - | 4 | 86 | 91 | 0 |

(注) 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金、債券損失引当金等を一般貸倒引当金とし、個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておられません。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位: 百万円)

| | 期首残高 | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | 期末残高 | | 貸出金償却 | |
|---------------|------|-----|-------|-----|-------|-----|------|-----|-------|-----|
| | | | | | | | | | | |
| | 目的使用 | その他 | 目的使用 | その他 | 目的使用 | その他 | 目的使用 | その他 | 目的使用 | その他 |
| 製造業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 農林業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 鉱業・採石業・砂利採取業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 建設業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 情報通信業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 運輸業・郵便業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 卸売業・小売業 | 34 | 34 | - | - | - | - | 34 | 34 | - | - |
| 金融業・保険業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 不動産業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 飲食業 | 0 | - | - | - | - | - | 0 | - | - | - |
| 生活関連サービス業・娯楽業 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他サービス業 | 38 | 6 | 6 | - | 29 | 7 | 3 | 6 | 3 | 29 |
| 非地方公共団体等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 個人 | 24 | 21 | - | 0 | - | 2 | 1 | 21 | 21 | - |
| 合 計 | 95 | 62 | 6 | 0 | 29 | 10 | 4 | 62 | 58 | 29 |

(注) 1. 当組合では、国の認定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

| 告知で定めるリスク・ウェイト区分 | エクスポージャーの額 | | | |
|------------------|------------|--------|--------|--------|
| | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
| | 格付適用有り | 格付適用無し | 格付適用有り | 格付適用無し |
| 0% | 50 | 1,859 | 50 | 1,204 |
| 10% | - | 529 | - | 532 |
| 20% | 1,793 | 3,134 | 1,392 | 3,200 |
| 35% | - | 1,921 | - | 1,165 |
| 50% | 3,142 | 59 | 2,955 | 470 |
| 75% | - | 1,541 | - | 1,455 |
| 100% | 2,675 | 5,451 | 2,663 | 6,207 |
| 150% | - | 0 | - | 0 |
| 250% | 1,459 | 221 | 1,961 | 245 |
| 1,250% | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - |
| 合 計 | 9,121 | 14,520 | 9,023 | 14,812 |

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAI/スクおよび中央清算機関間エクスポージャーは含まれておりません。
4. 「1,250%」欄については、自己資本比率算定の規定により、平成26年度よりリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

(5) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

| ポートフォリオ | 信用リスク削減手法 | | 適格金融資産担保 | | 保 証 | | クレジット・デリバティブ | |
|------------------------------------------------------------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------------|-------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー | 922 | 633 | | | 91 | 13 | - | - |
| ① ソブリン向け | 25 | 8 | - | - | - | - | - | - |
| ② 金融機関向け | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ③ 法人等向け | 173 | 225 | - | - | - | - | - | - |
| ④ 中小企業等・個人向け | 708 | 385 | 91 | 13 | - | - | - | - |
| ⑤ 長引物件・住宅ローン | 14 | 14 | - | - | - | - | - | - |
| ⑥ 不動産担保物件等向け | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ⑦ 三月以上延滞等 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ⑧ 出資等 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 出資等のエクスポージャー | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 重要な出資のエクスポージャー | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー | - | - | - | - | - | - | - | - |
| ⑪ その他 | - | - | - | - | - | - | - | - |

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について覆役手法を用いていません。
2. 上記保証には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用保証協会、漁業信用保証協会)および保証されたエクスポージャー、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等)より保証されたエクスポージャーを含みます。
3. その他とは、①-⑩(保証を含む)エクスポージャーです。長期的には不動産投資債権、有期固定資産債、株式投資債等が含まれます。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法は、当組合が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。
組合が扱う担保には、自給合預金金、有価証券、不動産、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当組合が定める事務取扱要領等にて、適切な事務取扱および適正な評価を行っております。
自己資本比率で定められた信用リスク削減手法には、適用対象として自給合預金金、有価証券、保証として信用保証協会保証、政府関係債権担保、民間保証、その他保証等を含みます。貸出とその他の預金等として扱われる担保手続がなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の運用に係る貸付金と「全債権からの借入金」が該当します。

(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引※1の取引相手のリスクに関する事項 該当なし

(7) 証券化エクスポージャーに関する事項 該当なし

(8) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ・貸付対照表計上額及び時価

(単位: 百万円)

| 区 分 | 令和5年度 | | | |
|--------|----------|-----|----------|-----|
| | 貸付対照表計上額 | 時 価 | 貸付対照表計上額 | 時 価 |
| 上場株式等 | 64 | 64 | 92 | 92 |
| 非上場株式等 | 130 | 130 | 130 | 130 |
| 合 計 | 194 | 194 | 222 | 222 |

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けるエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の区分は当該資産が裏付けるエクスポージャーについては、含めておりません。

ロ・出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

| | 令和5年度 | |
|-----|-------|----|
| | 売却 | 償却 |
| 売却損 | - | - |
| 償却損 | - | - |

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けるエクスポージャー(いわゆるファンド)による売却損益は含まれておりません。

ハ・貸付対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

| 評価損益 | 令和5年度 | |
|------|-------|----|
| | 評価 | 償却 |
| 評価損益 | - | - |

(注) 「貸付対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他保証証券の評価損益です。

ニ・貸付対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

| 評価損益 | 令和5年度 | |
|------|-------|----|
| | 評価 | 償却 |
| 評価損益 | - | - |

(注) 「貸付対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、非上場株式及び関連会社の評価損益です。

主要な事業内容

預金業務

- 普通預金 貯蓄預金 当座預金 通知預金 納税準備預金
定期預金（スーパー定期・大口定期・期日指定定期・年金優遇定期等）
定期積金 総合口座 決済用預金

融資業務

個人ローン

- 住宅ローン リフォームローン マイカーローン
教育ローン カードローン 多目的ローン
フリーローン 生活サポートローン

事業者向けローン

一般のご融資（手形割引・手形貸付・証書貸付・当座貸越）

地方公共団体制度融資 代理貸付業務 しんくみパートナーズローン



窓口・ATM振込手数料一覧表

| 取引内容 | 金額階層 | ATM他行カード振込機能 利用取引の場合 | | | 窓口（電信・文書扱い） 振込取引の場合 | | | |
|---------------------------------|------------------------------------------|-------------------------|---------|-------|------------------------|-------|---------------------------------------|--|
| | | 自組合カード | 他各員 | 他行カード | 一般振込 | 他各員 | | |
| 振込 | 他金融機関宛 | 5万円以上 | 440円 | 330円 | 660円 | 880円 | 660円 | |
| | | 5万円未満 | 330円 | 220円 | 440円 | 660円 | 440円 | |
| | 当組合本店宛 | 5万円以上 | 220円 | 無料 | 440円 | 440円 | 無料 | |
| | | 5万円未満 | 110円 | 無料 | 220円 | 220円 | 無料 | |
| | 同一店内 | 5万円以上 | 110円 | 無料 | 220円 | 220円 | 無料 | |
| | 5万円未満 | | | | 440円 | 無料 | | |
| ATM延長時間帯利用手数料 | | | 無料 | | 他行カード | 2.20円 | | |
| ATM銀行間利用手数料 | | | 無料 | | 他行カード | 2.20円 | | |
| ゆうちょ銀行提携利用手数料 | | | 無料 | | 他行カード | 2.20円 | | |
| 取引内容 | | | 小切手行 | | 約束手形 | | | |
| 交換取立 （手形・小切手） | 電子交換所内 | 1通につき | 2.20円 | | 2.20円 | | | |
| | 当組合本店宛 | 1通につき | 無料 | | 無料 | | | |
| 個別取立 | 通帳等の取立 | 1通につき | 6.60円 | | 6.60円 | | | |
| その他 | 送金・振込の粗戻し料 | 1件につき | 4.40円 | | 6.60円 | | | |
| | 不渡手形返却料 | 1通につき | | | 6.60円 | | | |
| | 取立手形粗戻し料 | 1通につき | | | 6.60円 | | | |
| | 取立手形店頭呈示料 | 1通につき | | | 6.60円 | | | |
| | 手形・小切手の発行手数料 | 手形帳 | 冊(50枚綴) | 1.10円 | | 1.10円 | | |
| | | 小切手帳 | 冊(50枚綴) | 1.10円 | | 1.10円 | | |
| マル専手形 | | 1枚につき | 1.10円 | | 1.10円 | | | |
| 各種証明書の発行手数料 | 随高証明書 | 1通につき | 5.50円 | | 5.50円 | | | |
| | その他各種証明書 | 1通につき | 5.50円 | | 5.50円 | | | |
| 通帳・証書の再発行手数料 | | 1通につき | 5.50円 | | 5.50円 | | | |
| 個人データ開示請求手数料 | | 1通につき | 5.50円 | | 5.50円 | | | |
| キャッシュカードの再発行手数料 | | 1枚につき | 1.10円 | | 1.10円 | | | |
| | | | | | 1.50円 | | 紛失、盗難、発行後3年未満の遺失の場合発行後3年以上経過し経帳、原封し場合 | |
| 融資証明書発行 | | 1通につき | 3.300円 | | 3.300円 | | | |
| 契約内容変更手数料（貸出金利見直し手数料含む） | | 1契約につき | 5.500円 | | 5.500円 | | | |
| 一部繰上返済 全額繰上返済 | 繰上返済額(100万円未満) | | 5.500円 | | 5.500円 | | | |
| | 繰上返済額(500万円未満) | | 11.000円 | | 11.000円 | | | |
| | 繰上返済額(1,000万円未満) | | 22.000円 | | 22.000円 | | | |
| | 繰上返済額(1,000万円以上) | | 55.000円 | | 55.000円 | | | |
| 借換手数料 | 他行への借換（8割繰上返済手数料も必要です） | | 11.000円 | | 11.000円 | | | |
| 繰上返済手数料に関する特約書「締結先」の場合 | | | | | | | | |
| ・融資実行後5年以内の場合 | | | | | | | | |
| ・全額または一部繰上返済元金額×1.0%（円単位未満切り捨て） | | | | | | | | |
| ・融資実行後5年超の場合 | | | | | | | | |
| ・全額または一部繰上返済元金額×0.5%（円単位未満切り捨て） | | | | | | | | |
| 不動産調査事務手数料 | （住宅ローン・専業用太陽光発電設備・事業用風力発電設備・アパートローン・その他） | 1契約につき | 11.000円 | | 11.000円 | | | |

内国為替取扱実績

| 区分 | 令和4年度末 | | 令和5年度末 | |
|----------|--------|-------|--------|-------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 送金・振込 | 9,423 | 4,396 | 8,993 | 4,138 |
| 他の金融機関向け | 17,589 | 5,801 | 17,935 | 5,970 |
| 代金取立 | 108 | 99 | 0 | 0 |
| 他の金融機関向け | 23 | 25 | 1 | 0 |

商品有価証券売買業務

商品有価証券売買業務は行っておりません。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の有価証券に投資しております。

為替・サービス業務

自動取寄せサービス（各種年金・給与・配当金等）
支払サービス（公共料金・クレジット代金・保険料など）
送金サービス（授業料・家賃・株式の払込みなど）
キャッシュカード（他行カード振り込み・相互入金等）
給与振込
年金、税務などの各種相談サービス

地区一覧

当組合営業地区
沼毛市、四万十市、土佐清水市、
幡多郡一円、愛媛県のうち愛南町

業界の関連会社

| 会社名 | 信組情報サービス㈱ | 全国しんくみ保証㈱ |
|------|---------------|-----------------------------------|
| 所在地 | 千葉県白井市桜台1-2 | 東京都中央区京橋1-9-5 |
| 業務内容 | 信用組合の電子計算事務受託 | 信用組合並びに全信組連が行う貸付（事業資金を除く）に係る債務の保証 |
| 設立年月 | 昭和60年5月1日 | 平成3年8月7日 |
| 資本金 | 4 6 百 万 円 | 3 0 百 万 円 |
| 出資比率 | 0% | 0% |

(期日前投票)

- 第17条 選挙長は、選挙期日において次の各号の事由のいずれかに該当すると見込まれる組合員の投票については、当該選挙期日の公告があった日の日時から選挙期日の前日まで間で、選挙長の認めた日時において、投票（以下「期日前投票」といふ）を行わせることができる。
- (1) 職務又は業務に従事すること
 - (2) 前号の事由等が選挙長の主観をなす者、その者の親族その他社会通念上これら者に類する地位にあると認められる者が当該配偶者等親族において、職務に従事すること
 - (3) その他選挙長が期日前投票を許可することが相当と認める事由が存在すること

第19条、第20条及び第21条は、期日前投票の場合にも、適切な読み替えを行うたうえで適用される。

(不在投票)

- 第18条 組合員が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により選挙の日前投票を行うことができないときは、第19条ないし第20条の規定に基づいて、書面又は代理人をもって、投票を行なうことができる。

(書面による投票の方法)

- 第19条 組合員が、書面により投票を行うとするとときは、選挙期日の前午後4時までに、選挙長又は選挙管理人に対して、書面により投票を行う旨を申し出て、投票用紙及びその封筒（様式第14号）の交付を請求する（様式第16号）。
- 1 選挙長又は選挙管理人は前項の請求が正当なものとするときは、投票用紙及びその封筒を直ちに交付しなければならない。
 - 2 前項の規定により、投票用紙及びその封筒の交付を受けた組合員は、候補者のうち投票用紙に投票しようとする者の氏名を自書し、又は候補者の氏名の上に〇印を記入し、これをその封筒に入れて封をし、第1項に定める日時までに選挙長又は選挙管理人に提出するものとする。

(代理人による投票の方法)

- 第20条 組合員が第18条の事由により、代理人をもって投票を行うとするとときは、委任状（様式第17号）にその旨を記載し、これを代理人に持参させなければならない。
- 1 代理人は、委任状による選挙権を行使しようとするときは、選挙管理人に当該委任状を提出して、これを行うものとする。
 - 2 代理人は、2人以上の組合員を代理して投票を行うことはできないものとする。
 - 3 代理人は組合員とする。

(代筆による対応)

- 第21条 身体の不都合又は文字により、候補者の氏名を記載することができない組合員は、選挙管理人に対してその旨を申請し、次の各号を全て満たす方法により、委任状として、投票をすることができる。
- (1) 上記の申請を受けた選挙管理人は、投票立会人の意見を聴いて、当該組合員の投票を補助すべき者（以下「投票補助者」といふ）2名を定める。
 - (2) 投票補助者のうち1名が、投票用紙に当該組合員が指示する候補者の氏名を記載し、他の1人がこれに立ち会ふ。
 - (3) 第2号に基づき、当該組合員が指示する候補者の氏名を記載した投票用紙をもって投票を行う。

(投票の拒否)

- 第22条 選挙管理人が正当なる事由により投票を拒否しようとする場合は、選挙立会人の意見を聴いて、これを行う。

(投票の終了)

- 第23条 選挙管理人は、投票が終了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴いて投票終了の旨を宣言しなければならない。
- 1 選挙管理人は、投票の終了宣言後は投票を行わせてはならない。

(開票)

- 第24条 選挙管理人は、投票終了後すみやかに開票を宣言し、開票は選挙立会人の立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検して行う。

(投票の効力)

- 第25条 投票の効力について疑義が生じた場合は、選挙管理人が選挙立会人の意見を聴いて、これを決定する。

(投票の無効)

- 第26条 次に掲げる投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 候補者の氏名のほか他に事由を記載したもので、又は候補者の氏名の上に〇印をつけて行う場合に〇印以外の事項を記載したものの
- (3) 選挙すべき総代定数を超過して候補者の氏名を記載したもので、又は候補者の氏名の上に〇印をつけて行う場合に選挙すべき総代定数を超過して〇印をつけたものの
- (4) 投票した候補者の氏名が確認し難いものの
- (5) 書面をもって投票する場合に所定の日時までに到着しなかったもの
- (6) 白紙で投票したものの

(当選人)

- 第27条 当選人は、有効得票数の多いものから順次その選挙区の選挙すべき総代の数に達するまでの者とする。
- 1 当選人を決定するに当り得票数が同じであるときは、選挙管理人は抽籤で当選人を決定する。

(候補者当選)

- 第28条 候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えないときは、その候補者をもって当選人とし、投票を行わないことができる。
- 1 前項の規約より投票を行わなくなったときは、選挙長はその旨を公告（様式第18号）する。

(当選人の発表・報告等)

- 第29条 当選人が決定したときは、選挙管理人は、速やかに、その結果を選挙長に報告（様式第19号、第20号）しなければならない。
- 1 選挙長は、当選人に対して、当選の通知（様式第21号）を行うとともに、当選内容についてその選挙区の組合員に周知を図るものとする。

(就任)

- 第30条 当選人が、第29条第2項に基づく通知を受け、総代への就任を承諾する場合には、就任承諾書（様式第22号）を選挙長に提出するものとする。
- 1 当選人が、第1項に基づく通知を受けてから、6日以内に文書をもって当選を辞する旨の届出がないときは、当選人はその当選を承諾したものとみなす。
 - 2 前2項に基づき、当選人が、総代への就任を承諾した場合には、当該当選人は、前任者の任期満了の翌日に総代に就任するものとする。ただし、第34条に基づく補充の選挙における当選人は、就任を承諾した日に総代に就任するものとする。

(当選人の繰上補充)

- 第31条 第30条第2項の期間内に当選人が当選を辞退したときは、選挙管理人は選挙長の指示により、次点者をもって逐次当選人とする。
- 1 前項の場合には、前条の規約を準用する。

(総代選挙録)

- 第32条 選挙管理人は、総代選挙録（様式第23号）（以下「選挙録」といふ）を作成しなければならない。
- 1 選挙録には、選挙の経過及び開票を記載し、選挙管理人及び選挙立会人がこれに署名又は記名捺印して、投票用紙その他の関係書類とともに選挙長に提出しなければならない。
 - 2 選挙長は、選挙録及びその関係書類を少なくとも総代の任期中保存しなければならない。

(補充の選挙)

- 第33条 候補者の届出数がその選挙区において選挙すべき総代の数に満たないときは、届け出た候補者をもって当選人と定め、不足数については選挙なく補充の選挙を行わなければならない。当選人の数がその選挙区において選挙すべき総代の数に不足し、又は不足することになったときは、不足数についても同様とする。

(補充の選挙)

- 第34条 総代の定数に不足を生じたときは、組合は選挙なく補充選挙を行う
- 1 補充の選挙は選挙された総代の数に満たない選挙区において行う

(細則)

- 第35条 総代選挙に関する細則並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取り扱いは理事会が決定する。

(附則)

- 第1条 本規約の制定及び改廃は総代金の承認を経なければならない。
- 第2条 この規約は昭和60年12月2日に改正する。
- 第3条 この規約は平成16年6月24日に改正する。
- 第4条 この規約は平成30年6月18日に改正する。
- 第5条 この規約は令和2年6月17日に改正する。

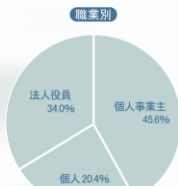
| 選挙区 | 地域 | 定数 |
|-----|-----------------------------------------|------------|
| 第1区 | 宿毛市小筑筑町、幡多郡大月町、土佐清水市 | 15名以上55名以内 |
| 第2区 | 第1区を除く宿毛市内地区、四万十市、大月町を除く幡多郡一円、愛媛県のうち愛南町 | 50名以上90名以内 |
| 計 | | 105名 |

総代氏名一覧

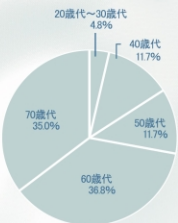
| 氏名 | 選挙区 | 就任回数 | 氏名 | 選挙区 | 就任回数 |
|--------|-----|------|--------|-----|------|
| 阿部 純 | 第1区 | 9 | 久保 謙次 | 第2区 | 3 |
| 阿部 正樹 | 第1区 | 3 | 藤原 謙吉 | 第2区 | 6 |
| 阿部 真三 | 第1区 | 7 | 真竹 新太郎 | 第2区 | 10 |
| 松田 文彦 | 第1区 | 7 | 藤原 寛久 | 第2区 | 2 |
| 松田 典夫 | 第1区 | 9 | 藤原 良洋 | 第2区 | 7 |
| 松田 航平 | 第1区 | 2 | 藤原 一明 | 第2区 | 1 |
| 河原 健 | 第2区 | 5 | 河原 健一 | 第2区 | 1 |
| 熊本 博幸 | 第2区 | 6 | 山本 久盛 | 第2区 | 1 |
| 西川 敏幸 | 第2区 | 8 | 渡中 謙弘 | 第2区 | 5 |
| 藤原 三郎 | 第2区 | 6 | 藤原 勉 | 第2区 | 5 |
| 藤原 弘宏 | 第2区 | 4 | 橋本 康也 | 第2区 | 1 |
| 山中 輝樹 | 第2区 | 12 | 藤原 二雄 | 第2区 | 1 |
| 渡中 謙三 | 第2区 | 10 | 藤原 孝司 | 第2区 | 2 |
| 藤原 謙弘 | 第2区 | 10 | 藤原 謙三 | 第2区 | 7 |
| 藤原 謙三 | 第2区 | 2 | 藤原 謙三 | 第2区 | 2 |
| 藤原 謙三 | 第2区 | 1 | 藤原 謙三 | 第2区 | 6 |
| 熊本 ちり子 | 第2区 | 5 | 山下 博文 | 第2区 | 6 |
| 熊本 次郎 | 第2区 | 6 | 藤原 裕光 | 第2区 | 10 |
| 藤原 健行 | 第2区 | 9 | 山崎 正樹 | 第2区 | 5 |
| 山中 正洋 | 第2区 | 6 | 山下 義子 | 第2区 | 2 |
| 山崎 大祐 | 第2区 | 7 | 日本 久雄 | 第2区 | 2 |
| 山中 一 | 第2区 | 12 | 山下 朝子 | 第2区 | 2 |
| 山崎 博文 | 第2区 | 3 | 有田 孝博 | 第2区 | 7 |
| 阿部 久重 | 第2区 | 10 | 井上 敏博 | 第2区 | 10 |
| 阿部 久重 | 第2区 | 7 | 阿部 一 | 第2区 | 3 |
| 井上 由紀 | 第2区 | 4 | 池田 雅英 | 第2区 | 3 |
| 阿部 敏三 | 第2区 | 2 | 河野 山 | 第2区 | 5 |
| 中野 博 | 第2区 | 2 | 藤原 裕光 | 第2区 | 3 |
| 山口 聡子 | 第2区 | 2 | 藤原 利久 | 第2区 | 3 |
| 伊野 文雄 | 第2区 | 6 | 藤原 一 | 第2区 | 4 |
| 藤原 俊夫 | 第2区 | 9 | 藤原 健介 | 第2区 | 2 |
| 藤原 謙三 | 第2区 | 2 | 藤原 謙三 | 第2区 | 7 |
| 藤原 謙三 | 第2区 | 2 | 藤原 真太郎 | 第2区 | 3 |
| 藤原 謙三 | 第2区 | 2 | 野村 謙生 | 第2区 | 12 |
| 藤原 謙三 | 第2区 | 3 | 藤原 謙三 | 第2区 | 10 |
| 山本 浩二 | 第2区 | 4 | 山本 昭寿 | 第2区 | 3 |
| 山本 浩二 | 第2区 | 4 | 藤原 謙三 | 第2区 | 3 |
| 井上 正典 | 第2区 | 12 | 山本 日高 | 第2区 | 7 |
| 井上 正典 | 第2区 | 6 | 松田 中典 | 第2区 | 4 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 6 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 2 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 2 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 1 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 10 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 2 |
| | | | 竹村 健二 | 第2区 | 2 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 2 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 10 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 9 |
| | | | 矢野 裕樹 | 第2区 | 2 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 2 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 1 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 2 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 7 |
| | | | 小原 裕男 | 第2区 | 2 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 3 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 2 |
| | | | 藤原 謙三 | 第2区 | 2 |

※氏名・区域の後に就任回数を記載しています。

総代の属性別構成比



年齢別



第71期通常総代会の決議事項

第71期通常総代会が、令和6年6月27日午前9時30分より、当組合本店で開催され、次の事項が付議されそれぞれ原案どおり決議されました。

報告事項

第71期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）事業報告の件

決議事項

第1号議案

第71期（令和5年4月1日～令和6年3月31日）計算書類、剰余金処分承認の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第2号議案

第72期事業計画および収支予算案承認の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第3号議案

理事改選の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第4号議案

退任役員に対する退職慰労金支給の件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

職員出身者以外の理事の登用状況の開示

●役員一覧

| | | | |
|------------|---------|-----------|---------|
| 理事長（代表理事） | ／ 松田 暹 | 理事（非常勤） | ／ 河原 敏郎 |
| 専務理事（代表理事） | ／ 所谷 祐二 | 理事（非常勤） | ／ 白木 久雄 |
| 理事（常勤） | ／ 長岡 宏幸 | 員外監事（非常勤） | ／ 加藤 高明 |
| 理事（常勤） | ／ 黒川 健太 | 員外監事（非常勤） | ／ 山下 章一 |
| 理事（非常勤） | ／ 井上 由紀 | 員外監事（非常勤） | ／ 山崎 正友 |
| 理事（非常勤） | ／ 岡松 平 | | |

◇ 当組合は、職員出身者以外の理事・監事等（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）における報酬体系の開示をしております。報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」と及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また各監事の基本報酬及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 役員に対する報酬

(単位：千円)

| 区 分 | 当期中の報酬支払額 | 総会等で定められた報酬限度額 |
|-----|-----------|----------------|
| 理 事 | 32,622 | 40,000 |
| 監 事 | 1,500 | 3,000 |
| 合 計 | 34,122 | 43,000 |

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事7名、監事3名です。

注3. 使用人業務報酬はありません。

注4. 上記以外に支払った役員退職慰労金はありません。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等級以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非常勤・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

職員紹介

窓口業務担当

本店営業部
次 長

岡村 恵

本店営業部
部長代理

岡原 浩子

本店営業部
部長代理

木村 里津子

宿毛支店
支店長代理

清家 孝彦

本店営業部
付 属

鈴木 祐道

本店営業部



菅 由美

本店営業部



村崎 亜子

宿毛支店



金子 円香

得意先係 地域に根差した活動を心がけています！

統括部長
長岡 宏幸宿毛支店
支店長
黒川 健太宿毛支店
副支店長
稲野 智章宿毛支店
係
井垣 加代本店営業部
松澤 秀和本店営業部
中村 桜博宿毛支店
中村 亜季宿毛支店
松本 直子宿毛支店
田村 和弥宿毛支店
清口 健二宿毛支店
瀬山 洗輔

本部 (経営支援課・企画推進課・総務課)

専務理事
所谷 祐二経営支援課
課 長
橋本 龍也企画推進課
課 長
平岡 正也総務課
課 長
浜田 浩平総務課
小島 里沙総務課
中山 美歩

営業のご案内

預金商品のご案内 ※この預金は、預金保険制度の対象となります。

| 商品名 | 商品内容 | ご利用期間 | お預入金額 |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|
| 当座預金 | 小切手、手形がご利用いただける預金です。 | | |
| 普通預金 | 営業店で出し入れ自由、キャッシュカードのご利用もでき、おサイフがわりにご利用いただけます。 | いつでも ご入金・ お引出 できます。 | 1円以上 新規2契約時のみ100円 以上。 |
| 貯蓄預金 | 基準残高を定めた出し入れ自由の預金ですが、利率は普通預金よりもお得です。 | | |
| 総合口座 | 貯める・預する・支払う・受取る・借りの5つの機能を1冊の通帳にセットした大変便利な口座です。 | 普通預金はい つでもご入金・ お引き出しで きます。 | 普通預金 1円以上 定期預金 1,000円以上 |
| 納税準備預金 | 納税資金専用の預金で、お利息は普通預金より有利で、かつ非課税の特典があります。 | 納税時にお引 き出し。 | 1円以上 |
| 通知口座 | 預入期間が7日以上見込める場合には普通預金よりお得です。 | 7日以上 | 1,000円以上 |
| スーパー定期預金 | 預入金額が1,000円以上と幅広いお客様にご利用いただける定期預金です。満期日毎に自動的に継続される便利な自動継続機能もございます。 (年金優遇定期のお取扱いもございます。) | 1ヶ月以上 5年以内 | 1,000円以上 |
| 期日指定定期預金 | 1年複利の有利な定期預金です。お預入期間は最長3年です。お書換えの手間のかからない便利な自動継続機能もございます。 | 据置期間1年 最長預入3年 | 1,000円以上 |
| 大口定期預金 | 市場の金利動向等を考慮し金利が設定され、大口資金の運用に最適な定期預金です。お書換えの手間のかからない便利な自動継続機能もございます。 | 1ヶ月以上 5年以内 | 1千万円以上 |
| 変動金利定期預金 | 預入期間中に6ヶ月毎のサイクルで金利が変更される変動金利の定期預金です。お書換えの手間のかからない便利な自動継続機能もございます。 | 1ヶ月以上 3年以内 | 1,000円以上 |
| 定期積金 | 掛け込み金額は、1,000円から始められ、期間も6ヶ月から60ヶ月まで自由に選べますので、計画に合わせたご契約をお選びいただける定期預金です。 | 6ヶ月以上 5年以内 | 1,000円以上 |

ローンのご案内 ※上手に借りて、上手に使って、上手に返そう

| 商品名 | 商品内容 | ご融資額 | ご融資期間 | 担保・保証 |
|-----------|----------------------------------------------------|---------------------|----------------------|-----------------------|
| 住宅ローン | 宅地の取得、住宅の新築、増築、中古住宅の購入等にご利用いただけます。 | 30,000万円以内 | 35年以内 | 保証会社等の保証付、場合により保証人不要等 |
| リフォームローン | 住宅全般に関するリフォームにご利用いただけます。 | 1,000万円以内 | 15年以内 | 保証会社等の保証付、場合により保証人不要等 |
| マイカーローン | 車の買い替え・車検費用等にご利用いただけます。 | 30万円以上 1,000万円以内 | 10年以内 | 保証会社等の保証付、保証人等 |
| 教育ローン | 入学金・授業料・受験費用・家賃等、教育に関する費用に、ご利用いただけます。 | 30万円以上 1,000万円以内 | 15年以内/申し、卒業予定日までの返済可 | 保証会社等の保証付、保証人等 |
| 極度狭型学生ローン | 極度額の範囲内で、入学金・授業料・受験費用・家賃等、教育に関する費用に、反復してご利用いただけます。 | 300万円以上 300万円以内 | 3年ごとの自動更新、最終更新は65歳未満 | 保証会社等の保証付、場合により保証人必要 |
| 生活サポートローン | 直に長くて金利負担の軽減が望み、お借りの方、ご相談の上お取扱いいたします。 | 状況把握の上決定 | 10年以内 | 状況把握の上決定 |
| 目的ローン | 教育・車以外の目的のあるお借りにご利用いただけます。 | 30万円以上 500万円以内 | 10年以内 | 保証会社等の保証付、保証人等 |
| フリーローン | 資金の使いみちを限定しないローンです。ただし、事業性・借債返済は除きます。 | 30万円以上 1,000万円以内 | 10年以内 | 保証会社等の保証付、保証人等 |
| カードローン | お使いみち自由なカードローンです。ただし、事業性・借債返済は除きます。 | 30万円～100万円 コース | 3年ごとの自動更新、最終更新は65歳未満 | 保証会社等の保証付 |

窓口営業時間を 午後4時まで 延長しました

店舗一覧

| 店名 | 住所 | 電話番号 |
|---------|-----------------------------|--------------|
| 本店・宿毛支店 | 〒788-0000 高知県宿毛市宿毛5508番地 | 0880-63-1166 |

ATM設置状況

CD機(現金自動支払機)

ATM(現金自動預払機)

店舗内

-

1台

店舗外

-

4台

設置場所

ATM機

当組合 本店・宿毛支店(合同新店舗)
 当組合 旧本店(小筑業)
 当組合 旧宿毛支店(中央)
 サングリーン・くりほり店内(長田町)
 物産館サングリーン・四万十内(四万十市)

稼働時間

平日・土・日・祝祭日 午前8時から午後9時まで
 サングリーン・くりほり 午前9時から午後9時まで

当組合のキャッシュカードをご利用の皆様へ

ATM出金手数料無料

- 当組合ATM(自動預払機)
- 宿毛市内(たとえばフジ、くりほり)はもちろん
- 全国どの金融機関でも支払可能(全国ネット)
- 郵便局のATMは、入出金可能
- 相互入金業務取扱い開始
- いずれにしても手数料無料(翌月精算)
- 詳しくは窓口・係員にお気軽におたずねください

年中無休 です!



しっかりバンク

すくも商銀
 SUKUMO SHOGIN

宿毛商銀信用組合【本店・宿毛支店】
 〒788-0000 高知県宿毛市宿毛5508番地
 TEL: (0880) 63-1166 FAX: (0880) 63-1168
<http://sukumo-shogin.co.jp/>